

## 2. 慰安婦たちと教授たち

---

ISSN 1936-5349(print)  
ISSN 1936-5357(online)

ハーバード

ジョン・M・オリン法律・経済・ビジネスセンター

(John M. Olin Center for Law, Economics, and Business)

J. マーク・ラムザイヤー (J. Mark Ramseyer)

ディスカッション・ペーパーNo. 995

03/2019

ハーバード・ロー・スクール

Cambridge, MA 02138

本論文は以下の使用料請求なしでダウンロード可能である。

ジョン・M・オリン・ディスカッションペーパー・シリーズ

[http://www.law.harvard.edu/programs/olin\\_enter](http://www.law.harvard.edu/programs/olin_enter)

JEL: 147, K12 K36, N15, N35, N45

キーワード: 売春(Prostitution)、年季奉公(Indentured Servitude)、日本(Japan)、朝鮮(Korea)

2019年3月13日付草稿  
J. マーク・ラムゼイヤー<sup>\*</sup>  
ハーバード大学  
ramseyer@law.harvard.edu

## 慰安婦たちと教授たち

J. マーク・ラムゼイヤー\*

**摘要:** 欧米では奇妙な「話し」が奉じられてきた。1930年代と1940年代の日本陸軍は、20万人の大半が朝鮮人からなる10代の女性を「慰安所」と呼ばれる「強姦キャンプ」に強制的に募集したと、我々は書いている。その話しに疑問を呈する人は誰であれ、我々は即座にその人を「否定論者(denier)」という立場に置いている。

このことが不思議な現象を促進している。慰安婦のほんの数名が、強制的に募集されたと訴えているだけなのに、しかもそのうちの一部は、日本に対する賠償運動が始まる前から、異なる話しを語っていた。極左に所属する勢力が慰安婦の館を運営し、彼女たちが会える人を統制し、異論を唱えそうな慰安婦の女性を中傷している。事実、日本軍が慰安所に朝鮮人女性たちを強制的に募集したという、文書による証拠が突き止められたことはない。しかも、朝鮮の大学人が公認の見解に疑問を呈すると、朝鮮の政府自身が時には名誉棄損の罪で彼らを起訴するのである。実際に、異説を唱える教授が昨秋、六ヶ月間投獄された。

\*三菱のハーバード大学日本法律研究所教授。私は、エリザベス・ベリー(Elizabeth Berry)、ヨシタカ・フクイ、シェルドン・ガロン(Sheldon Garon)、イル・ヨウンジュン(Il-Young Jung)、ミツヒコ・キムラ、ヨシロ・ミワ、ジェイソン・モーガン(Jason Morgan)、ミノル・ナカザト、ジェニファー・ラムゼイヤー(Jennifer Ramseyer)、フランシス・ローゼンブルース(Francis Rosenbluth)、リチャード・サミュエルズ(Richard Samuels)、フランシスカ・セラフィム(Franziska Seraphim)、ヘンリー・スミス(Henry Smith)、フランク・ユーファム(Frank Upham)の、寛大で有益なコメント及び示唆に対し、深甚の謝意を申し上げる。

それは 2015 年の夏のことであった。東京にいる私の友人の一人が、何が進展しているのかとたずねてきた。20 人の歴史家たちが米国歴史協会(American Historical Association)の協会報に書簡を寄こしてきた。彼らは「最近の日本政府による歴史教科書に対する抑圧的な言明の試み」に対する「(彼らの)憂慮を表明」することを望んでいた。論争を招いている教科書は、ウィスコンシンの高校で歴史の教科書として使われていた。歴史家たちは続けて、日本政府は「慰安婦」に関する話しを削除しようとしていると述べた。これらの女性たちは「第二次大戦中日本帝国陸軍に従軍中に性的に搾取するための残酷な制度により被害を受けた」。「我々は、第二次世界大戦のこれとその他の残虐行為についての事実を明るみに出すために仕事をしてきた、日本の多くの歴史家たちと立場を同じくしている」と 20 人の人たちは宣言していた(Dudden 2015a)。

ひどい訴えは続いた。3か月以内に、(その大半が日本研究者である)180 人以上の教授たちが、かれらへの支持を公表していた。記録によれば、その数はすぐに 450 人を超えたかもしれない。戦時の広範な暴力にも関わらず、これらの学者たちは「「慰安婦」制度はその規模の大きさと陸軍による管理の大きさと、若く貧しく弱い女性たちに対する搾取で、際立っていた」と書いていた。彼らは、「「証拠」から、「多数の女性たちがその意思に反して捉えられ、恐るべき暴力の下に置かれた」ことは、明白である」と主張した(Open Letter 2015; see Fujioka 2015)。

日本人学者の熊谷奈緒子(2015; see also Fujioka 2015)はすぐ、AHA ニュース・レターに不満を表明した。彼女は、「日本軍の極めて限定された物資能力と戦略目的からみて、14 歳から 20 歳の 20 万人もの女性たちが、日本陸軍により強制的に募集、登録され、あるいは強要されたとの言明は、現実的ではない」と説明した。20 人のグループは、その規制を「抑圧として」告発し非難したが、彼らは「抑圧的精神」としてそれを具体的に表現しただけだった。20 人のうち 14 人は、「真実ではない」と要約として回答し、彼女の反論は「否定論者の理論である」とした(Dudden 2015b)。

その年の終わりまでには、50 人のさらに多くの日本人学者たちが不満を書いて寄こした(Multiple 2015)。そのうちの数名は、最高クラスの(全般的には左翼的な学風の)学校で教えていたが、彼らは、教科書では、政府が「女性たちを天皇からの軍に対する贈り物だった」と主張していたのを見ていた。教科書はまた、軍が大戦末に「作戦を隠ぺいするために」「大量の慰安婦を虐殺した」と主張していた。日本人の学者たちは、このような話しさ、「支持する歴史的な証拠は全くない」と返答してきた。米国の歴史家たちは、「日本人歴史学者たちを支持する」と題する書簡を出していた。もう一度考えてみよ。日本人学者たちは、「20 人の米国の歴史学者たちは、彼らを支持すると表明する日本人の学者を一人として見出すことは決してできないだろう」と書いてているのだ。

その書簡には、マグローリルにより出版された高校用世界史教科書が含まれていた。その教科書の著者たちは以下のように書いていた(Bentley & Ziegler 2011):

日本陸軍は、14歳から20歳の20万人の女性たちを、強制的に募集、徴用し、「慰安所」又は「慰労センター」と呼ばれる、軍の売春宿で売春に従事することを強要した。陸軍は、女性たちを天皇からの贈り物として軍隊に与え、女性たちは朝鮮、台湾、満州などの日本の植民地と、フィリピンその他の東南アジアの占領地域からやってきた。女性たちの大半は、朝鮮と中国から来た。

一度、この帝国の売春業務を強いられると、「慰安婦」たちは毎日20人から30人の男たちの相手をした。戦争地帯に駐留すると、女性たちはしばしば軍人たちと同じ危険にさらされ、その多くが戦争で犠牲になった。その他の者、特に逃亡を試みあるいは性病に罹った者は、日本軍人により殺害された。戦争末に軍人たちは、作戦を隠ぺいするために、多くの慰安婦を虐殺した。

この21世紀の国家間の交流には一つの謎がある。その多くがその分野の専門家である数百名の学者たちが、彼らがしたことの説明に、なぜ署名までするのかという理由である。軍人たちは民間人に対して恐るべきことをなじうる。特に負け戦ではそうであろう。最も多くの説によれば、日本陸軍も、この恐るべきことを同様に行つたとされている。しかし、日本陸軍がこの恐るべきを行つたと抽象的に説明することは、これらの特定の恐るべきことが行われたことを意味しない。

事実は、私が以下に詳しく述べるように、もっとありふれたことである。日本陸軍は問題を抱えていた。売春宿は不足していなかった。陸軍の行く先々にどこでも売春婦はついてきた。彼女たちは1930年代と1940年代には日本陸軍について行っていた。問題は医療的なものだった。これらの地域の売春婦は高度の性病に罹っていた。もしも軍人たちが売春宿にたびたび通うとすれば、部隊では彼らが少なくとも健康的な売春宿に行くことを望んだ。

その目的のため、すなわち慈善のためではなく、より強力な軍事力を維持するために、軍は日本と朝鮮に許可制度を導入した。売春宿と売春婦は、それに登録した。指定された医師たちが毎週医療検診を行つた。売春宿はコンドームを使用することを求められ、売春婦はそれを拒む客を拒否するように言われていた。客も売春婦も、性交を行つた後に毎回殺菌剤で洗うことになっていた。

売春宿の持ち主たちは、(軍の所属ではないが)新しい売春婦の大半を雇い入れ、その大半は日本と朝鮮から雇い入れた。(大半の学者たちは中国などの敵地から強制的に女性たちを集めたことに同意しているが、)彼らは売春婦を、1年から2年の期間分の大枚の前金とともに、年季奉公の契約の下で、募集した。戦争末期までに、女性たちは、約束の期間を勤め上げるか早く借金を返済して、家に戻った。

これらの事実は、(下記で全面的に述べているように)たいくつな話である。しかし、それが証拠により支持された事実である。西欧でより広く流布されている「性奴隸」の話に

関する記録された証拠は、単に存在しない<sup>1</sup>。この明らかに退屈な話しあは、(左右いずれであれ、このことは強調しておくが、右派のみの主張ではなく)すべての日本の歴史家たちが、実質的に抱いている見解である。そして、多くの朝鮮の歴史家たちもまた公に抱くであろう見解もあるが、私が下記に詳述するように、朝鮮国内の政治事情により、そのようにはなっていない。

## 1. 女性たち自身

### A. 序論

「慰安所」に関する通例の英語による説明は、すべて生き残った最も著名な「慰安婦」たちの話しひに依拠している。いくつかの初步的な検証によってすら、疑問が生じるかもしれない。20人の歴史家たちは、「歴史家たちに、搾取された女性たちの人数が数十万人なのか数万人なのか、彼女たちの確保における軍の果たした役割は何かを論じ続けさせる」ことを許している。それにもかかわらず、熊谷はそれらの点を正確に議論しようとしているのに、20人のうちの14人が、彼女を「否定論者」と要約して議論から排除した。

ウィスコンシンの教科書(Bentley & Ziegler 2011: 853)では、その読者に対し、軍は「14歳から20歳の20万人の女性に」「強制した」と語っている(ある中国人は、その数を40万人に増加させた: Huang 2012: 206)。それは朝鮮のような規模の国にとり、多数の10代の女性である。1935年には15歳から19歳の朝鮮人の女性は、1,048,514人だった(Chosen 1935: 24)。明らかに米国の学者たちは、日本軍に朝鮮人の少女の5人に1人を売春婦にさせたことになる。

この教科書は、20万人の女性たちが、一日に20人から30人の男性を相手にした(ある学者は、「一日に百人すら」と書いている: Yang 1997: 51, 60)と、読者に述べている。歴史学者の藤岡信勝(2015)は、以下の計算を試みている。もしも20万人の女性たちが一日に20人から30人の男たちを相手にしたとすれば、毎日4百万-6百万組のカップルができたことになる。1943年ですら、日本軍は海外に百万人しか駐留していなかったと彼は注釈を加えている(Fujioka; see Watanabe 2014 on total force)。彼も指摘しているように、これでは戦闘をする十分な時間はなくなる。

### B. 話しの内容

数人の慰安婦は、話を何度も説明しているが、しかしながら、さらに基本的な問題を現

---

<sup>1</sup>もちろん、すべての売春婦を性奴隸と定義することはしない。例えば、Norma(2016: 15)の以下を参照: 「平和時の売春を、戦時の売春が国連において「軍の性奴隸」と理解されているのと同様に、「民間の性奴隸」システムとして理解するように仕向けることが、本書の目的である」。

示している。慰安婦の一部だけしか、通例の説明の根拠となる話しを語っていない。さらに、人類学者の C.・サラ・ソ (C. Sarah Soh (2008), 歴史家の秦郁彦(1999)、その他の人々が指摘しているように、一部のこれらの女性たちの語ることが変化している。例えば、李容洙 (イ・ヨンス: Yi Yong-su)は、最初、歴史家たちに夜中に友人とともに家を出たと語っていた。インタビューは、朝鮮の学者たちが生き残った慰安婦の一代記を集めていた、1990 年代の初期に行われた。彼女の友達は彼女に「早く出てきなさい」と強いたので、彼女は「忍び足で出て」、その友達について行ったと、彼女は彼らに語った。そこには、一人の日本人がいて、彼女に「赤い服と箱に入った一足の革靴」をくれた。彼女は有頂天になり「喜んで」「何の考えもなく」、彼について行った (Soh 2008: 12-13, 98-100; Howard 1995: 88; Yi 2018)。

その十年後には、李容洙は、日本から金と謝罪を引き出すための運動に参加するようになり、別の話しを語った。2002 年には、彼女は議会を訪問し「14 歳の時に、銃剣に追い立てられて連れ去られた」と語った (Moto 2002)。2007 年には、彼女は米国の下院議院で「自分は日本軍人により誘拐された」と語った。米国への訪問の直後、東京での記者会見で、「日本の軍人たちは、母親を呼べないように口を覆って、彼女の家から彼女を引きずり出した」と付け加えた (Fackler 2007)。

金学順(キム・ハクソン: Kim Hak-sun)はもともと、彼女が売春婦としての人生を生きねばならなかつたことで義父を責めていた。彼女は、母親が結婚した義父が嫌いだった。彼女の説明の一つによれば、彼女の母親は彼女を売り飛ばすことで応じた (KIH 2016a)。(おそらく単に細部を付け加えただけだが)別の彼女の説明によれば、彼女の母親は、彼女を、朝鮮の芸者に相当する職(妓生)にする訓練を行うために「里親」に出した。この里親の父親は、売春宿を経営していた。ある日、彼はいなくなり、彼女は売春婦になった (Soh 2008: 127; Yi 2018)。慰安婦運動が日本に圧力を加えるために盛り上がりると、金は全く異なつた話しを採用した。: 日本の軍人たちは北京に旅行している間に彼女の養父を逮捕し、彼女を慰安所に送った (Howard: 1995: 33)。

金承鉉(キム・スンオク: Kim Sun-ok)は、彼女への質問者に対しもともと、彼女には「子供時代は無く、7 歳の時から 4 度も売られた」と語っていた (Soh 2008: 11)。仲介業者は「両親を説得するために、家に来ていた。私はどこにも行かないと言った、私を売らないように両親に頼み込んだ」。実際に、「私はあらゆる方法で自殺することばかり考えていた」と回顧している。しかし、彼女の両親は彼女を売り、彼女は満州の慰安所に着いた。にもかかわらず、国連人権委員会が 1996 年の慰安婦に関する聴聞会を開いたときに、彼女は、「国連の尋問者のラディカ・クマラスワミ (Radhika Coomaraswamy) に、彼女は日本軍により誘拐された」と証言した (Devine 2016, quoting Soh)。

金学順と同様に、キム・クンジャ (Kim Kun-ja) も、彼女の養父を責めることから慰安婦政治活動の経験を始めた。養父は彼女を売ったと回顧している。彼女は「日本軍よりも養父を憎んだ」 (Soh 2008: 11; KIH 2016a)。それにも関わらず、2007 年に彼女は、米国の下院

で、日本軍が彼女を誘拐したと語っている(Protecting 2007: 30)。彼女は「駅の前の家」に住んでいたが、「17歳の時、いっしょにいた家族は彼女を使い走りのために家から出した」。そこで彼女は、「捕らえられ、連れ去られ」列車に乗せられた。列車には「大勢の軍人がいた。そして強制的に連れ去られた大勢の女性もいた」と語った。

我々すべての「性奴隸話し」への思い込みのために、サラ・ソーア以外の欧米の学者たちは誰一人として、関係している女性たちの信頼性について検証する労をとらなかった。その代わりに、一部の学者たちは、そのような検証は、(確かにそうかもしれないが)単に機転が利かないとかぶしつけであるに止まらず、限界を超える行為であると、あからさまに論じていた。しかしそれは学問的には正しい態度ではない。その一例を書けば、「話しの声となつた状態」は、「それを過激な、国家を超えたフェミニストのものとする、非常に重要な要素である(Thoma 2000: 29, 36)。別の者は、その真実性を検証することすら、「女性たちの証言を平凡にすることにつながる」と主張する(Yang 1997)。また、女性たちが嘘をついているもしないと示唆することも、「[性的な攻撃の犠牲者たちの]信頼を貶め、彼女たちへの攻撃を幾分か容認する者のように描くという古臭い戦略を成り立たせるものである」としている(O'Brian 2000: 10)。

### C. 文書としての証拠

我々の大半にとり、最も著名な慰安婦の証言は、物質的な証拠としては以下の、責務を負わせることになる。残された文書で、ウィスコンシンの教科書が「強制した」としているように、若い朝鮮人の女性たちを日本軍が強制的に募集したとの主張を確証できるか(少なくとも矛盾はしないか)? 実際には、文書の証拠は存在しない。

欧米の歴史家たちが誰かを引用する場合も、活動家である歴史家吉見義明を引用する。: もともとの 20 人の歴史家たちの議論でも、「日本政府の文書館の文献及び生き残ったアジア全域の慰安婦による証言に関する、歴史家吉見義明の注意深い調査により、國家が支援した性奴隸システムの必須の特性を議論の余地なく示してきた」とされている。しかし、実際には吉見はもはや、日本政府がいかなる朝鮮人女性にも慰安所では働くことを強制したとは主張していない(2013; Yoshimi 2000: 29)。その代わりに、彼は中国などの敵地での強制の証拠のみを詳述している(誰も論戦を挑んでいない)。

1992 年に戻ると、吉見は慰安婦の募集に政府が関与していたことを示す文書としての証拠を確認したと、大いに宣伝していた(see 2013: 58-59)。実際のところは、彼が見つけ出したのは、1938 年初期の覚書の内容に沿った文書だった(Gun'ianjo 1938)。

中国での事変に関連した作戦地域の近くの慰安所のために日本からの女性たちの募集について、いくつかの事象が、特別な注意を集めた。一部の仲介業者は軍からの許可を得たと主張している。彼らは軍の名声を傷つけ、一般の人々の誤解を招くおそれがあった。一部の仲介業者は、軍の記者や部外の同調者の介入を通じて、組織的で

はない募集という社会問題を生み出すリスクを招いている。一部の人々は、選定された仲介業者を不用意に扱い、逆に、募集を誘拐に近い形態に変容させ、警察に逮捕され取り調べを受けるに至らしている。今後、募集は地域の軍と調整のうえ、仲介業者の選定を慎重に行わねばならない。彼らの行動の遂行に当たっては、仲介業者は、軍の名声を傷つけず社会問題を最小限に止めるため、信頼の置ける地域の警察及び軍との関係を維持すべきである。

この文書は軍が慰安婦を強制的に募集したことを示唆してはいないし、軍が慰安婦を募集したことも全く示唆してはいない。その代わりに文書は、政府が軍の駐屯地の近くでは、認可された売春宿で固めたかったことを示唆している。そのことは、政府が、女性たちを職業人として雇用するように仲介業者に推奨したことを見ている。またそのことは、政府は一部の仲介業者が偽りの甘言により女性たちを募集したことを知っていたことを示唆している。

陸軍が上記の覚書を出したとほぼ同じ頃に、内務省は以下の省令を発している(Shina 1938)。

(a) 売春のために旅行する慰安婦については、許可されたか効果的な売春を行うため、北部か中部の中国に赴き、21歳以上で、性病その他の感染症に罹患していない者に対してのみ、許可を与えること。

(b) 手続き部門において身分証明書を受け取る際に女性たちは、契約に定められた条件の期間を終えるか、それ以上留まる必要が亡くなった場合は、直ちに日本に戻ること。

(c) 売春のため旅行する女性たちは、個人ごとに身分証明書を警察に届け出なければならない。

(d) 売春の目的で旅行している女性たちに身分証明書を発行する際には、その処置が女性の人身売買又は誘拐に該当しないことを保証するために、労働契約書について特に注意深く調べなければならない。

政府は、慰安婦の職業について正確に理解し、それを受け入れている女性たちのみが慰安所にいることを求めていた。政府は、一部の仲介業者が騙していることを知っていて、許可を与えた組織全体を解隊することなく、それを止めさせようとしていた。

## II. 戦前の日本と朝鮮における売春

### A. 序論

日本軍は日本の許可された売春宿を慰安所のモデルにした。日本軍はすでに朝鮮と台湾

その他の、芽を出しつつあった帝国の内外の裕福な国外居住者たちが生み出していた非公式の地域の内外で、その制度を採用していた。1930年代には、日本軍はこの制度を軍の駐屯地の近くの売春宿に対し許可を与えるための制度として採用した。

## B. 日本

### 1. 免許を受けた売春婦

戦前の日本では売春は許可されていた。芸者が座敷に出ると、いつもではないがその一部は性を提供した。1924年に日本では、50,100人の許可された売春婦(娼妓)があり、11,500カ所の許可された売春宿があった(Fukumi 1928: 50-56, 178; Kusama 1930: 14-26)。最も一般的だったのは、数年に及ぶ年季奉公契約に基づく許可された売春婦であった。売春宿の宿主は女性(又はその両親)に定められた額の前金を、彼女がある期間、すなわち、(i) 借金を払い終わるまでの期間、又は(ii) 言明された契約期間のいずれかのより短い方の期間働くことに同意することと交換で、支払った(Fukumi 1928: 97-99, 115-16, 220; Kusama 1930: 283; Okubo 1906; Ito 1931: 229)。平均的な前金の額は1920年代の中ごろで、約1,000-1,200円であった。最も一般的な(契約の70-80%)は6年間であった。売春宿側は利息を課さなかった。典型的な契約の下では、売春宿主は売春婦の生み出した収入の3分の2から4分の3を得た。売春宿主は、その残りの60%を借金の返済に充て、その残りを売春婦の手元に残した(Chou 1926: 412-15; Kusama 1930: 206, 211; Fukumi 1928: 70)。

現実には、売春婦は約3年間で借金を返済し売春を辞めた。確かに、歴史家たちがしばしば主張するように、売春宿主は、売春婦に永久的に借金を負わせるために、食べ物や衣服への課金を操作することもできたに違いない。しかしながら、少なくとも大規模にはこのことはなされなかった。おそらく売春宿主は、多額の資金投資をともなう慣例を確立しており、当初の契約に違約すれば、その将来の募集のコストが高くつくことを認識していたのである。売春宿主は、ある売春婦と約束した、6年間が終われば彼女が稼いだ額に関わらず、借金から解放され売春を辞めることができるとした約束を、一般的には守ったのである。

もしも売春宿主が課金を操作したり、あるいはその他の方法で、売春婦を借金漬けにするために騙したとすれば、多くの許可された売春婦は常に少なくとも30歳までは売春婦としてとどまったに違いない。許可された売春婦の最低年齢は18歳だった。1925年には東京に737人の21歳の売春婦、632人の22歳の売春婦がいた。24歳は515人、25歳は423人しかしなかつたが、27歳が254人いた(Fukumi 1928: 58-59)。同様に、もしも売春宿主が売春婦を「借金漬けの奴隸」として拘束したままにしていたとするなら、売春業における年ごとの売春婦の数は、6年以降も一定のはずである。しかし、42,400人の許可された売春婦に対する調査結果によれば、38%が2年目又は3年目であり、28%が4年目又は5年目で、6年目又は7年目はたった7%に過ぎなかつた(Ito 1931: 208-11; Kusama 1930: 281)。50,000人の許可された売春婦全体のうち、18,800人の女性が1922年に新たに許可を得た売春婦であ

り、18,300人が許可を返納している(Yamamoto 1983: 388; Ito 1931: 211-13)。約3年という一般的な在職期間と符合して、売春婦全体の約3分の1が毎年入れ替わっていた(Keishi 1933: 96-98; Kusama 1930: 227-28)。

簡単な計算(Keishi 1933: 96-98; Kusama 1930: 227-28)について考えてみよ。1925年に東京では4,159人の許可された売春婦のもとに374万人の客が訪問した。食事と衣服への支払いとは別に、彼らは1,110万円を支払った。この額のうち売春婦は31%、340万円、一人当たり655円を得たことになる。標準的な調整によれば、このうち売春婦は60%の393円を彼女たちの借金の支払いに当て、残りの262円を手元に残した。彼女たちは最初の借金1,200円を3年間で返済したことだろう。平均的な成人の1925年の工場労働者の賃金は、(男女とも平均で、部屋と食事は提供されず)一日1.75円、1935年には一日1.88円だった(Shakai 1936: 53; Ohsato 1966: 68)。この賃金を稼ぐには、売春婦は1924年には毎夜2.54人にサービスしていた(Keishi 1933: 96; Kusama 1930: 220-21; Uemura 1929: 492-501)。彼女たちは毎月約28夜働いた(Keishi 1933: 96-98)。

## 2. 契約の論理

この公認制度内の年季奉公契約は、経済的論理を直接反映している(Ramseyer 1991)。若い女性たちは、売春は危険であり、極めて厳しく、彼女たちの評判をあからさまに貶めることを理解していた。さらに、例え短期間で辞めたとしても、彼女たちの評判は傷つくことになることも理解していた。仲介業者は彼女たちに高額の賃金を約束したが、彼女たちは仲介業者が誇張するものだということを理解していた。

結果的に、若い女性が売春宿で働くことに合意する前に、その仕事にまつわる極端に否定的な特性に対する補償となるに足る高額の賃金が保証される必要があった。その仕事に従事することが評判を傷つけることが無ければ、試しに数か月間その職場で働いて彼女がどれだけの賃金を得られるかを確かめることもできたかもしれない。しかし、短期間の就業でも評判が傷つくのであれば、彼女は仲介業者の言い分を即座に確かめることはできないだろう。

仲介業者はこの契約上の問題を、彼女の稼ぎの多くの部分を前金として支払うこと、及び彼女が働かねばならない年数に上限を課することで克服した。もしも売春宿主が彼女に前もって1,000円支払い、6年間という上限の期間を設ければ、彼女は彼女が最小限どの程度稼がねばならないかを知ることになる。また彼女は、(最も多くの売春婦がしたことだが)もしも早く返済できれば、彼女はより効果的に毎月の賃金を稼げることも知っていた。

逆に、売春宿主はその売春婦が客を喜ばせるための誘因を生み出すことを必要としていた。売春婦は監視が不可能な環境の中で仕事をこなした。もしも売春宿主が(固定した6年間で1,000円当初支払ったように)固定した賃金しか払わなければ、彼女たちは客を喜ばせるような誘因をほとんど感じ取ることはないだろう。最長6年間の勤務期間と早く辞める能力を組み合わせることにより、売春宿主は売春婦に客を喜ばせようとする誘因を与えた。

客がより頻繁に売春婦を求めるほど、彼女はより多くの稼ぎを得られる。より稼げれば、彼女はより早く仕事を辞められる。

### 3. 許可を受けていない売春婦

この性サービス産の市場においては、許可された売春婦の下に、独立して働いている許可を得ていない売春婦がいた。1920年から1927年にかけて、東京のすべての売春業の許可を得た売春婦のうち、62%が仕事を見つけることができたに過ぎない(Chuo 1926: 6, 381-82; Kusama 1930: 27-30, 36)。多くの許可を得ていない売春婦は、許可された売春宿主が雇用を拒否した売春婦だった(Kusama 1930: 37)。歴史的な文献には、許可を得ていない売春婦についての信頼の置ける統計はないが、1920年代で約5万人という数を、他の信頼の置ける観察者が出している(Fukumi 1928: 26-28, 32, 50-56, 178)。

許可を得ていない売春婦は名目上法規を犯していたため、彼女たちには、しっかりした売春宿で働くという選択肢はなかった。売春宿は評判を高めようとしていた。非合法の売春婦がより高い質のサービスを売り物にする売春宿で働くことができなければ、彼女たちはより少ない稼ぎしか得られなかつた。1934年の秋田県北部出身の女性の労働者の中では、許可された売春婦は部屋と食事付きで年間884円を稼いでいた。バーの女給(酌婦、この言葉は許可を得ていない売春婦に対する一般的な遠回しの表現であるが)は518円、ウェイトレスは210円、その他の女性労働者は130円を得ていた(Shakai 1935: 160-61)。

許可を得ていない部門はまた客にもより高いリスクが伴っていた。法律によれば、許可を得た売春婦は性病の検診を毎週受け、性病に罹患した売春婦は治るまで仕事に復帰できなかつた。1932年には東京の許可を得た売春婦の3.2%が性病その他の感染症に罹っていた。同じ研究では、許可を得ていない売春婦の9.7%が罹患していたとされている。他の研究によれば、許可された売春婦の1-3%、許可を得ていない売春婦の間では10%以上が罹患していることが確認されている(Keishi 1933: 143-44; Uemura 1918; Kusama 1930: 288, 291; Fukumi 1928: 93; Chuo 1926: 433-35)。

### 4. からゆき

仕事のために日本人のビジネスマンが海外に赴任する際に、若い女性が付いて行った。外国には、彼らのために売春婦として働いていた女性たちもいた。日本人たちは彼女たちを「からゆきさん」、「海外を目指す女性たち」と呼んだ(Nihon 1920)。日本人の男たちは日本人の女性を好んだため、彼女たちはその地域での他の競争相手よりも実質的に高い稼ぎを得ていた。海外に移転するコストを考慮すれば、彼女たちは日本国内にいるよりも一般的には高い賃金を得ていた(Park 2014: 451)。

これらの海外在住の売春婦は、島原と天草という二つの南の島九州の離散した共同体の出身者が多かった。彼女たちの大半が、このような小さな数カ所の共同体の出身者であるということから、彼女たちが嘘つきの仲介業者に騙されたのだという見解の妥当性には疑問

がでてくる。虚言は、目標としている聴衆が、何がその発言の背後にかかっているかを知らないときにはうまくいく。しかし、若い女性(あるいは少女)たちは、小さな閉鎖的な共同体の出身であり、数年間そこを離れてまた戻ってきて、彼女たちに起こったことを話した。彼女たちの言葉は人々に伝わり、共同体の他の人たちもその旅行がどのような結果になったかを学んだ。

作家の山崎トモコは1972年にこの歴史を探索するために天草に旅行した。そこで彼女は、オサキと言う名の年老いた元売春婦と友人になった。オサキは長年海外で働いていたが、彼女の話は、家父長制の抑圧でも性奴隸の話でもなかった。オサキは小さな村の既に男の子と女の子がひとりづついる家族に生まれた。彼女が生まれてから数年後に父親は亡くなった。母親には新しい愛人ができた。彼は母親の小さな子供たちには何の関心もなく、母親は子供たちを捨てて彼と結婚した。3人の子供たちは小さな小屋で一緒に食べ物をかき集めて生き延びた。他の女性たちは海外で売春婦として働き、かなりのお金を持って戻ってきていた。ある時、彼女の姉が自ら売春婦となり海外に働きに出た。

オサキが10歳を超えた頃、仲介業者がやってきて海外で働くことに同意すれば300円の前金を支払うと提案してきた。彼女は兄にこのことを相談し、兄が農業で身を立てられるのを助けるため、その仕事に就くことを決めた。彼女はマレーシアに行き、3年間女給として働いた。彼女は幸せだった。彼女の家族は彼女に白米のご飯と魚を毎日食べさせてくれた。それは天草での3人の子供たちのみじめな暮らしそりもましだった。

13歳の時、彼女は家族のために売春婦として働き始めた。旅行代と3年分の部屋と食事の代金のため、彼女は2,000円の借金をしていた。新しい条件の下で、客たちは短時間の泊りで3円、一晩の泊りで10円を支払った。売春宿主は半分を取り、部屋と食事代を提供した。残りの半分から、彼女は借金の返済にお金を回し、残りを化粧品代と服代に使った。もしも一生懸命に働けば、彼女は月に約100円を返済できることも分かった。

オサキは、借金を返済し終わる前に、彼女の宿主は死に、彼女はシンガポールの売春宿に移った。彼女は新しい宿主が嫌いだったので、ある日彼女と何人かの仲間たちは港に行き、マレーシアに戻る切符を買った。彼女は新しい売春宿主を見つけた。彼女は所有者の夫婦を気に入り、時には奥さんを「お母さん」と呼んだほどだった。そこに彼女は、英国人の在外人が彼女を妻に迎えるまで留まった。人生の後半になり、彼女は日本の故郷の町に戻った。

## B. 朝鮮での売春

### 1. 事象

日本の移住者たちが朝鮮に移動し始めると、日本人たちは故国に許可された売春制度に似た共同体の制度を設立した。日本は1910年に公式に朝鮮を併合した。その新しい政府は1916年に朝鮮全土に新しい許可の規則を課した。それによれば、売春婦は若くても17歳以上(日本では18歳以上)とされ、定期的な医療上の診察を受けることが求められていた

(Fujioka 1998a; Fujioka 2004; Kim & Kim 2018: 18, 21)。

日本人も朝鮮人も許可制度を利用できたが、日本人はよりそれを利用する用意があった。例えば 1929 年までには、1,789 人の日本人の許可を受けた売春宿主が朝鮮で働いていたが朝鮮人は 1,262 人だけだった。日本人の売春婦は、450,300 人を、朝鮮人たちの売春婦は 110,700 人を客にとった(年間日本人は 252 人の客、朝鮮人は 88 人の客をとったことになる)。1935 年には許可を得た日本人の売春婦は 1,778 人に減ったが、朝鮮人の数は 1,330 人に増加したにとどまる(Kim & Kim 2018: 18, 21; Fujioka 2004)。

大勢の朝鮮人売春婦が働いていたが、彼女たちは単に許可された枠組みの中で働いていただけではない。1935 年に朝鮮では、414 人の日本人女性たちがバーの女給として、4,320 人がキャバレーで働いていた(どちらも無許可の売春婦の遠回しの表現である)。朝鮮人の女性については、1,290 人がバーの女給、6,533 人がキャバレーで働いていた(Nihon 1994: 58, 65, 76; Chosen 1906-42; Nihongun xx: 779)。

許可を受けた売春婦を募集するため、朝鮮の売春宿は日本以上に年季奉公契約を利用した。しかし、(潜在的な売春婦も潜在的な客もどちらも)朝鮮人たちは日本人たちよりも貧困だった。経済全般について、1910 年から 1940 年までの間、日本人の賃金に対する朝鮮人の比率は、2.5 から 1.5 に変化した。1930 年代に朝鮮人の男性は 1 日に 1-2 円稼いだ(Odaka 1975: 150, 153)。

売春婦の価格は高かったが、日本人の売春婦は朝鮮人よりも高かった。ある説によれば、1926 年には指名した朝鮮人売春婦の場合は 3 円かかった。: 朝鮮での日本人売春婦は 6-7 円かかった。客は許可を得た朝鮮人売春婦には一度に 3.9 円を払ったが、朝鮮で許可を得た日本人売春婦には 1 回で平均 8 円を払った(Kim & Kim 2018: 26, 89, 96; Nihon yuran 1932: 461)。(明らかに貧しい)朝鮮人の共同体では 1929 年には、許可を得た日本人売春婦は年間 1,052 円を稼いだが、許可を得た朝鮮人売春婦は 361 円稼いだ(Nihon 1994)。

朝鮮人の収入が低かったため、朝鮮で働く日本人売春婦には朝鮮人売春婦よりも高い前払い金が支払われた。ある情報源(Okumura xx; Kim & Kim 2018: 96)によれば、朝鮮人売春婦は 3 年間の契約に対し、200-300 円(時には 400-500 円)支払われたが、許可を受けた日本人売春婦には 1,000 円-3,000 円(この金額は日本国内よりも高かったことに注意)支払われた。別の情報源によれば、許可された日本人売春婦は 1,730 円を受け取った(Nihon 1994: 63)。

5 年以内に辞めた日本での売春婦の経験と一致しているが、許可された朝鮮人売春婦は 20 代の半ばには売春業を辞めた。ある情報によると許可を得た朝鮮人売春婦の 61% は 20-25 歳で、16% だけが 25 歳以上だった(Kim & Kim 2018: 97; see Ito 1931: 172-94)。別の情報源では、ソウル地区の 1,101 人の許可された売春婦のうち 680 人が 20-24 歳であり、たった 273 人だけが 25-29 歳だった。その 1,101 人のうち、就業 5 年目が 294 人、6 年目が 65 人、7 年目が 17 人であった。また、1,101 人のうち 1924 年に仕事を始めたのが 317 人、辞めたのが 407 人であった(Michiya 1928)。

## 2. 海外での朝鮮人売春婦

日本人の「からゆき」のように、若い朝鮮人女性たちも海外に旅立った。決定的に重要なことだが、1932年に上海の数カ所の売春宿が最初の「慰安所」になるよりもはるか以前に、朝鮮人女性たちは海外で売春婦として働いていた。1920代には既に、売春婦として働くために満州に旅立っていた(Fujijoka 2000: 219)。おそらく彼女たちの一部は日本人を、一部は朝鮮人を、一部は中国人を常連客にしていたのだろう。

それらの最初の慰安所のずっと後に、許可を得ていない売春婦として朝鮮人女性たちは海外で働くために継続的に海外に旅立っていた。この場合も再び、様々な客がいた。例えば1937年には、天津の移民協会は、売春婦の81%が朝鮮出身だと報告している。1938年の1か月間に90人の朝鮮人女性が、許可を得ない売春婦として中国の齊南で働くために、(日本統治下の)朝鮮政府に許可願いを出している(Kitashima 1938)。1940年の上海では、12人の朝鮮人女性が慰安所で働き、527人の朝鮮人女性が許可されていない売春婦として働いていた(Takei 2012: tab. 6; Zai Jokai 1938; Zai Jokai 1937)。

## C. 日本と朝鮮における募集

### 1. 日本

戦前の日本には売春禁止を訴える多くの改革者がいたが、その誰一人として売春宿への仲介業者による若い女性の誘拐について訴えた者はいなかった。貧しい地方の共同体から離れ若い女性たちは売春婦となったが、売春業に就くために誰かに強制されたと訴えている者は極めてまれだった。改革者も、売春婦として働くために誰かが騙したと訴えたものはいなかった(Senda 1973: 89)。そうではなく、改革者たちが訴えていたのは、女性たちの両親が売春宿に自分の娘を「(できるだけ高額で)効率的に」売ったことであった。一部の女性たちは、自分は望んでいなかったと述べている。しかし彼女たちの両親は、年季奉公の前払い金を得るために、同意するように娘を説得した。

海外の慰安所のネットワークについては、日本政府はありうる詐欺行為を制限するため募集活動の規制案を作成した。最終的な政府の規制によれば、日本政府は慰安所を運営することの政治的な潜在的リスクを承知していた。日本国内で改革者たちは数十年間にわたり、売春禁止のために闘っていた。規制の意味するところによれば、政府が必要としていた最終的な問題は、上海の売春宿で数年に及び売春に従事させるため、金銭づくりで不正直な仲介業者にうぶな若い少女たちが騙されるおそれへの弁明だった。

この難問を回避するために、内務省は前に引用した覚書を出した(See I. C.)。その覚書では、慰安所の仲介業者は、売春婦として働いていた女性しか募集できないとされていた。女性たちが同意することで何をするかを知っていることを保証するために、警察は、それぞれの女性が個人ごとに契約書を提示しない限り、旅行許可証を発行してはならないと命じて

いた。また警察は尋問の際に、各申請者に対し、契約が無効になれば直ちに戻るように告げるように命じていた。

## 2. 朝鮮

朝鮮では日本とは異なる問題があった。それは、歴史的に欺瞞戦術にたけた、職業的な大規模な職業仲介業者たちの存在だった。1935 年の朝鮮警察の記録によれば、247 人の日本人、2,720 人の朝鮮人の仲介業者がいた。確かにことだが、(男性も女性も含め)これらの仲介業者たちは、工場労働者の仲介もしたが売春宿のための仲介もしていた(Nihon 1994; 51; Yamashita 2006: 675)。しかし戦前の数十年間を通じて、新聞では仲介業者による欺瞞が報じられていた。1918 年のソウルの日本語日刊紙は、「非行青年が女性をソウルに騙して連れてきて、あらゆる欺瞞の手口を駆使し、「いかがわしい料理屋」に売り飛ばすという事件が急増している」と訴えている(Keijo nippo 1918; Senda 1973: 89)。1930 年代の後半に、朝鮮の新聞は、50 人以上の若い女性を集め売春業に就かせた、11 人の仲介業者の一昧について報じている(Toa 1937)。また 100 人以上を騙した、驚くほど巧みな夫婦について報じている。その夫婦は、両親にソウルで工場の働き口を彼らの娘の就職口として 10-20 円を支払い約束しながら、それから娘たちを海外の売春宿に 100-1,300 円で送り込んでいた(Toa 1939; Yamashita 2006: 675)。

## D. 慰安婦

### 1. 性病

1930 年代から 1940 年代初期の慰安所に関する大量の政府文書から、性病と戦うために日本政府が制度を確立したことは明らかである。確かに、別の理由もあった。政府は強姦を減らすことも欲していた。北部中国からもたらされた、陸軍のある見慣れない文書では、慰安所が軍内部の共産主義と戦う上で助けになることを示唆している(Kitashima 1939)。しかし第一義的には陸軍は、性病と戦うために慰安所を設立した。定義によれば、「慰安所」は、軍の厳格な衛生と避妊措置に従うことに同意する売春宿とされていた。

日本陸軍はそれ以上の売春婦は必要としていなかった。十分にいた。売春婦たちは陸軍の行くところにはどこにでも付き従った。そして彼女たちはアジアでも日本陸軍について行った。他方の日本陸軍は健康な売春婦を必要としていた。陸軍の 1918 年のシベリア出兵では、司令官たちは部隊の将兵の多くが性病に罹患し戦力を喪失したことに気づいた(Senda 1973: 14; see estimates of days lost, Yamada & Hirama 1923: 269)。1930 年代に陸軍が中国全土に展開するようになると、地元の売春婦たちがひどい性病に冒されていることに気づいた。もしも軍人たちが売春宿をひいきにするとすれば、軍は軍人たちが性病に罹るリスクを検査するよう、売春宿に奨励することを欲した。

病気に罹るリスクを最小限にするため、陸軍はいくつかの手順を踏んだ。最初に、軍は軍

の基準に同意する売春宿に許可を与え、それらを「慰安所」と名づけた。軍は、売春婦たちに毎週医療上の検査を受けさせることを、許可を出した売春宿に要求した。もしも売春婦たちが病気に罹ったなら、完治するまで客にサービスすることを禁じた。すべての客にはコンドームの使用を命じた(無料のコンドームが陸軍または売春婦から提供された)。売春婦たちはコンドームの使用を拒む客にサービスすることを禁じられた。軍は、すべての売春婦と客に性行為の後直ちに殺菌剤で洗浄することを要求した。また軍人たちにいかなる売春宿も許可された制度以外の売春宿の常連客となることを禁じていた<sup>2</sup>。

## 2. 契約条件

慰安所では、日本と朝鮮での許可された売春婦たちにより使われていた契約に類似した契約書が慰安所の売春婦との間で交わされた。まず、契約は複数年の期間に及ぶものであった。戦争の全線近くで働くことには誰でも当然躊躇があることを配慮し、契約は通常 2 年間だけだった。日本では典型的な契約は 6 年間、朝鮮では 3 年間であった事を思い起こすべきである。一部の朝鮮人慰安婦はビルマでは 6 カ月から 1 年以内の契約期間で働いていた(e.g., Josei 1997: 1-19)。

これらの相対的な短期間の仕事では、売春婦たちは前払い金として数百円を支払われた。1937 年に上海の慰安所に募集された日本人女性の契約では、最高 500-1,000 円の前払い金が支払われた(Naimusho 1938)。同様に、内務省の 1938 年の文書によれば、上海の慰安所に赴いた慰安婦たちは 600-700 円の前払い金を受け取っていたが、そのうちの一人は 700-800 円の範囲の前払い金を、二人は 300-500 円の範囲の前払い金を受け取っていた(Naimusho 1938)。

慰安所の典型的な契約は、日本と朝鮮の売春宿の標準的な契約から契約条件を真似ていた。1943 年の軍のマラヤにおける慰安所についての規制の例を採り上げる。売春婦が稼ぐ全収入については、売春宿側は売春婦に彼女の未払いの借金の一部の返済に充てる。1,500 円かそれを超える場合は、収入の 40%を売春婦に与え、もし 1,500 円以下しかなければ、50%が支払われ、もし未払い金が無ければ 60%が支払われた。この比率のうち、売春宿主は 3 分の 2 を未払いの借金に充て、残りが直接売春婦に支払われた。さらに売春宿主は、彼女の名前で郵便貯金の口座を開き、彼女の稼ぎ全体に月 3%の利息が付いた(Maree 1943; see also U.S. Office 1944)。

契約していた期間が完全に終わり(または、より早く終わり)借金を返済したならば、女性たちは家に帰ることができた。慰安婦に関する調査において、千田夏光(Kako Senda)は、日本からの慰安婦募集を手伝っていた退役軍人と会った。明らかに彼は、彼が語っていることには自分自身の利害関係を持っていた。しかしセンダが彼に「誰か 1,000 円を(前

---

<sup>2</sup> Gunsei(1942); Shina(1942); SCAP(1945); Minami Shina(1942); Morikawa(1939); Mandalay(1943); U.S. Interrogation(no date); Hito gun(1942).

もって)払い自由になった女性がいるか」と質問した時、「ああ、いた」と答えた。「たくさんいた。最初の連隊と一緒に行った者の中には、最も遅くても数カ月以内には払い終わり、自由になった者さえいる」と答えている(1973: 26-27)。

### 3. 売春婦の収入

売春婦たちの前払い金を以上稼いだ金額は様々であった。明らかに、契約の条件そのものが売春婦の稼いだ収入により異なっていた。学者たちはしばしば、売春宿の主人たちは売春婦たちを騙したに違いないと示唆する。どのような業界にも契約を破る者はいる。しかしその他の売春宿の主人たちは、彼らの売春婦たちに支払いをしていた。ある朝鮮人の出版社は最近、ビルマとシンガポールにおける慰安所の受付係が付けていた日記を再出版した。何回かその受付係は、売春婦たちが郵便貯金をしていて、彼らの代表としてお金を預け入れたと記録していた(KIH 2016b)。実際に一部の慰安婦たちは自分で慰安所を開くほどのお金を稼ぎ貯金していた(Park 2014: 111)。

預金を残した朝鮮人の慰安婦については、文玉洙(ムン・オクジュ: Mun Ok-ju)が最も華麗な成功を遂げた。彼女は自分の回想録に以下の様に記している(KIH 2016c)。

私はかなりの金額をチップから貯めた。…私はすべての軍人が彼らの収入を野戦の郵便局に貯金していることを知っていた。それで私は自分のお金を貯金口座に貯めることにした。私は軍人に個人的な同意書を作り口座に500円を入金するように頼んだ。…私は人生で初めて貯金通帳の持ち主になった。私は子供のころから大邱で乳母や街の物売りとして懸命に働いていたが、どれだけ懸命に働いても貧乏なままだった。私は自分の貯金通帳にそれほどの大金が貯金されるとは信じられなかった。当時大邱の家は1,000円した。私は母に楽な暮らしをさせることができた。私は幸福で誇らしく思った。貯金通帳は私の宝物だった。…

人力車に乗り買い物に行くのが樂しみだった。私はラングーンの市場での買い物の経験を忘れられない。多くの宝石がビルマで生産されるため、たくさんの宝石店があった。ビルマではルビーもヒスイも安かった。友達の一人はたくさんの宝石を集めていた。私は自分自身の宝石を持つべきだと思い、ダイヤモンドを買いに行った。

私はラングーンのありふれた女性になった。ラングーンには前線より多くの将校がいたので、私は多くのパーティーに招かれた。私はパーティーで歌を唄いたくさんのチップをもらった。

### E. 戦争の末期

日本政府は大戦末期の2年間に最も積極的に朝鮮人労務者たちを動員したが、学者たちはときどき、その時期に最も積極的に慰安婦が募集されたと示唆した。しかしその時期は、売春宿の人を充足しようとする時期ではなかった。その時代は、売春婦たちを売春宿

から移動させ弾薬工場に動員する時代だった。

日本にとり戦勢が不利になり、軍では男性の数が枯渇し始めていた。1936年には、24万人が軍務に服していた。軍が中国に侵攻すると、その数は1937年には95万人に達した。さらに、1943年には358万人、1944年には540万人、1945年には734万人に達した。陸軍は40歳までの予備役の招集をかけるようになっていた。戦争末期には、60.9%の20-40歳の男性が軍務に服し、200万人が戦死していた(Watanabe 2014: 1, 8)。

軍は補給品も枯渇しつつあった(see generally Miwa 2014)。陸軍が30歳代の予備役を招集し前線に送った時に、陸軍は彼らの代わりに鉱山や工場で働く者を必要とした。陸軍は若い朝鮮人たちを(彼らには日本人の市民権を与えていながら)陸軍に徴兵しなかった。しかし1943年には陸軍は大勢の朝鮮人男性をその鉱山や工場に送り始めた(Hatarakeru 1943; Romu 1943; Chosen 1944)。同時に、若い未婚の日本人と朝鮮人の女性たちを工場に送り始めた(Chosen 1944; Chosen 1945; Hatarakeru 1943; Higuchi 2005: 53)。

売春宿は政府の心配事の中の最も些細な事だった。着実に売春宿と高級料亭は閉鎖されて始めた。陸軍は、目ぼしい日本人の男性はすべて、民間の生産現場から前線に移転していた。陸軍は、その穴埋めをするために朝鮮人たちを日本に送っていた。日本人と朝鮮人の女性たちと共に、家庭から出して弾薬の生産のための必須の作業に移した(Senso 1943; Hanto 1944; Chosen 1944)。朝鮮の赤い頬のリベット工のことを考えてみよう。: 1944年の『毎日新聞』は、釜山港で貨物船の修理をしている女性からの手紙を出版した。我々の国は我々を必要としている。彼女は、「ただ女性だというだけでは、自分たちを家庭に閉じ込めておけるという意味にはならない」と叫んでいた。全体的な荒廃の雰囲気の中で、売春婦たちは工場に送られていなくなり、売春宿は着実に廃業していた(Senso 1943; Hata 1992: 330, 333; Hakken 1943)。

### III. 説の発祥と政治

#### A. 吉田

日本陸軍が朝鮮人女性に慰安所で働くように強要したとの記録は1980年代に遡る。1982年に、吉田清治と名乗る物書きが、彼が指導した「慰安婦狩り」について語り始めた。彼は講演を行い、その話しを1983年に彼が『私の戦争犯罪』と呼んだ回想記の体裁の本に書きこんだ。彼は1942年に山口の労務事務所(労務報国会下関支部[訳者注])で働いていた。そこで彼は、朝鮮人労務者の動員作業の監督を行っていた。1943年5月に彼の事務所では、2,000人の朝鮮人労務者を集めるようにとの命令を受けたと、彼は書いている。もっとあからさまに言えば、事務所は「慰安婦」として働くため200人の朝鮮人を獲得せよとの命令を受けた。

吉田は続けて、9人の軍人と共に濟州島に行ったと、書いている。そこで彼は、「慰安婦狩り」を指導した。典型的な説明によれば、彼は(1983: 108)、20-30人の女性たちが働い

ていた施設をみつけたことを回想している。彼と彼のチームは小銃を持って押し入った。女性たちが叫び始めたとき、近くの朝鮮人男性たちが駆け付けた。彼と彼のチームは女性たちの髪の毛をつかみ、彼女たちを引きずり出した。群衆はすぐに 100 人以上になったが、吉田の軍人たちは銃剣を取り出しそれを彼女たちに突き付け追い詰めた。軍は彼女たちを港に運び、彼女たちの手を縛り、隣の者と結びつけたまま、軍の船に乗せた。

『朝日新聞』は、吉田の話しを華々しく報じた("Yoshida syogen" 2014; Hata 2018)。その報道とともに『朝日新聞』は、吉田の話しを近代の慰安婦「話し」の核心にまで勢いづけた。吉田は、ウィスコンシンの高校教科書が繰り返し書いている、日本の軍人たちが若い朝鮮人女性たちを「強制的に」「性奴隸」として働かせたとの話しを始めた男である。また吉田は、1995 年の日本政府に対する国連人権委員会の野蛮な攻撃の基礎を与えた男である(U. N. 1996)。

事実、吉田はその話しを作り上げたのだった。吉田は大変読み易い、長い対話で終わる回想録を書いた。著名な歴史家たちは最初から、彼のそれに疑問を呈していた。秦郁彦(1988, 2018)は、その説に最初に疑問を呈した一人であり、済州島に調査のために旅行した。秦は、吉田がより大規模な慰安婦狩りの一つを行ったと語っていた村を見つけたが、誰もそのような襲撃については覚えていなかった。一人の老人は彼に、ここは狭い所だ。もしも日本軍が売春婦として女性たちを誘拐したのなら、誰もそのことを忘れないだろうと語った。

他の歴史家たちとレポーターたちも、彼らは日本人と朝鮮人だが、秦に続いた。吉田は最初その事件はあったと言い張っていた。彼はレポーターたちや学者たちを避け始め、結局、その本がでっち上げであることを認めた。1990 年代の半ば頃には、日本人の学者たちは吉田の説を創作として片づけた。20 人の米国の歴史家によりあれほど讃えられている吉見義明ですら、1993 年に「私には[吉田の]言明を証言として使用はできないと結論付けるほかに選択肢はなかった」との決定を下している(Zaishuto 2014)。

1982 年以来、『朝日新聞』は吉田のセンセーショナルな説を 12 本以上の記事にしてきた。2014 年に同新聞は、それらが「誤報」であると表明し、すべての資料集から削除した("Yoshida shogen" 2014; Jiyu(2014); Zaishuto 2014; Asahi shinbun moto 2014)。「今年の 4 月から 5 月にかけて、我々は約 40 人の済州島の住民に 1970 年代中ごろから 1990 年代にかけてインタビューをした。我々は、吉田氏による強制募集証言を裏付けるいかなる証言も得ることができなかった」と述べている。さらに、「したがって、我々は吉田氏の彼が済州島から強制的に慰安婦を募集したとの証言は詐欺であると結論付けた」と続けている(Zaishuto 2014)。極めて少数の慰安婦による証言(その最も有名な者はすでに引用した人が)以外に、誰も吉田の「狩り」のいかなる証拠も提供してこなかった。

## B. 外交の不在

1991 年に金学順は彼女自身が公に慰安婦と認めていた。彼女が最初で、翌年には彼女と

その他の数名の慰安婦が(その仕事に強制的につかせられていたと称する数名の男性と共に)日本政府に対し補償を求め訴えた。訴訟は 2004 年に最高裁判所に提訴されたが、法廷は、1965 年に韓国政府は日本に対する市民によるすべての請求権を放棄したとの、極めて明白な(かつ明らかに正当な)理由で請求を却下した<sup>3</sup>。ある情報源は以下のように訴訟を要約している(S. Korea 2005)。

南朝鮮は、それ以上の補償要求をすることも、政府レベルでも個人レベルでも、日本からの 8 億ドルの無償供与と長期低利貸し付けを 1910-1945 年の間の植民地支配に対する補償として受領して以降は、決して行わないことに同意した[なお、以上は韓国側の見解であり、日本側はこの協定でも、1910-1945 年の間の植民地支配に対する賠償として支払ったとする韓国側の見解には同意していない。あくまでも日韓の請求権問題の最終解決のための措置であり経済協力の一環という立場を貫いている。: 訳者注]

他方、日本政府は 1992 年に公式に慰安婦に対し謝罪した。国会は政府に対し事態を正常化するように命ずる決議を通過させた。そこで政府は、最終的に 50 億円を上回る補償基金を政府の予算から出して、さらに民間の寄付を呼びかけた。各慰安婦に対しては一律に 200 万円とその他に治療のために 300 万円を支払うことを提案した(Digital n. d.) [n. d. は、no date 日付不明の意味: 訳者注]。

しかし議論は収束しなかった。1996 年に国連人権委員会は慰安婦に関する仮借のない報告書を出した(2016)。2000 年から慰安婦たちは数回にわたり米国の法廷に日本政府に対する訴訟を提訴した(Columbia n. d.) (が一度も成功したことはなかった)。2007 年に米国議会下院外交委員会は独自の批判的な報告書を出した(Protecting 2007)。

2007 年に日本の国会はもう一つの謝罪を通過させ、2015 年安倍首相はさらに別のものを作成した(しかし、彼は以前の謝罪にまで逆行したと非難された)。外務大臣がそれについて、「「慰安婦」として計り知れない苦痛と癒しがたい物理的かつ心理的な傷害を受けたすべての人々に対し、新たな真剣な心底からの謝罪と悔恨の念を表す」と述べた。日本政府は新たに 800 万円の補償金を追加し、南朝鮮政府はそれ以上の要求はしないことに合意した。彼らが互いに約束した、その取引は「最終的かつ不可逆的な」ものだった(Choe 2015)。

しかしそうはならなかった。南朝鮮の政府により指名された委員会が、2015 年の合意に対する不満を宣言した(Choe 2017)。2018 年の初期に、新たに選出された文在寅(ムン・ジ

---

<sup>3</sup> [名前は不明]v. Koku, 1879 Hanrei jiho 58(Sup. Ct. Nov. 29, 2004). 少なくとも他の二つの訴訟が提起されたが、最高裁において同様に却下された。「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」を参照(Treaty No. 27, 1965)[原文では前期の協定の正式名称の日本語読みに英文を付記しているが、英文は省略: 訳者注]。

エイン: Moon Jae-in)大統領は、2015 年の合意は「真実と正義に反するだけではなく、犠牲者としての視点が反映されていないことから、無効である」とし、いずれにせよ「真剣さ」が不十分であると表明した(Choe 2017, 2018; Choe & Gladstone 2018)。韓国最高裁判所は、1965 年の条約があろうと無かろうと、1940 年代に日本の工場で働くために徴用されたと訴えている朝鮮人たちは会社を訴えることができるとの見解を支持した(Choe 2018; Choe & Glastone 2018)。文政権は 2015 年の合意を、それを実現するために設立された基金を清算することにより、効果的に無効化した(South 2018)。さらにこの措置により何の混乱ももたらされないかのように、南朝鮮の警察は 2019 年 1 月に、前最高裁長官を、日本の会社に対する労務訴訟を止めようとしたとの罪で逮捕した(Choe 2019)。

#### IV. CDH 問題

##### A. 「逆の話し」

慰安婦たちは、「性奴隸話し」を何度も繰り返して語り注目を浴びていたが、別の人たちは別の話しを語っていた。これらの他の人々たちは嘘をついていたのだろうか?もちろん、そうかもしれないが、このような話しをすることにより、彼女たちがどのような利益を得るかを見出すことは困難である。彼女たちに会って話しを聞いた、パク・ユハ(Park Yu-Ha)、サラ・ソー、千田夏光などの学者は、この議論について党派性はない。

これらの他の慰安婦たちの言葉によれば、一部の慰安婦と軍人は互いに共感と同情を抱いていた。売春婦たちは下品で危険な仕事をしていたが、兵士たちは二流の階層の出身だった。大半の売春婦たちはろくでもない両親に売られてきたが、兵士たちも同様に意に反して徴兵されていた。彼らはほぼ同年代だった。それを間違った意識であるとあなたは呼ぶかもしれないが、一部の慰安婦と軍人は時々恋に陥った。

朝鮮人の慰安婦文玉珠(ムン・オクチュ)は、日本軍人山田イチロウ(Ichiro Yamada)の恋人になった思い出話しを懐かしんで語っている(KIH 2016c)。

もしも彼が週一回の休日に姿を見せないと、私は彼が戦場で敵に殺されたのではないかと心配になり、おろおろして仕事がまともにできなかった。彼はそれほど私に心配をさせた…。私は山田イチロウの無事を祈った。2カ月から3カ月後に、山田が所属していた部隊が前線から戻ってきた。山田は元気に戻って来た。彼はすぐに慰安所に来た。彼は「私、山田一等兵は、ただ今前線から復帰しました」と言い、私に敬礼をした。私たちちは歓喜の中、互いに抱きしめあった。そのような日は余りに特別な日だったので、慰安所の主人の松本(彼は大邱出身の朝鮮人だったが)は、店を閉めたほどだった。慰安所には興奮が渦巻き、私たち慰安婦は兵士たちに大宴会を催すために一人当たり 1 円を寄付した。

慰安婦たちも兵士たちも、彼らは、同じ理由でそこにいたと、ムンは回顧している。「兵士たちと慰安婦たちは同じ思いを持っていた。それは、自分たちは天皇陛下のために懸命に働くかねばならないということだった。兵士たちは妻と自分の子供を持つことも、自分が生きながらえることも諦めていた。私は、彼らを慰さめるために、彼らと会話をすることでできる限りのことをした」。同様に、もう一人の慰安婦も次のように述べている(Park 2014: 80)。

一部の男たちは怖がり、戦場に行く前に泣き出す者もいた。そのような時に私はいつも、彼らを慰めようとして、「きっと生きて家に帰れるよ」と言った。そして本当に彼らが生きて帰ってきたときには、私は幸せだった。

兵士たちにとり、「慰安婦」と過ごす時間は、学者のパク・ユハが述べているように、「個人的な空間」を提供される時でもあった。そこでは、感情を表に出し、軍の環境では許されないことも語ることができた。ある慰安婦は以下のように回想している(Park 2014: 85-86)。

一部の男たちは互いに話したいので来た。…彼らは私に、彼らの真情を語りたかったのだ。…彼らは家に置いてきた妻を思い出し、座り込みそして泣いた。…彼らは妻のことを思い、私たちのような他の女性とは関係を持とうとはしなかった。彼らは何もせずに去っていったが、それでもまた来た。…彼らは酒を飲んでいる間は話したがった。多くの男が、性交渉をすることもないのに来た」。

ある日本人の慰安婦が日本本土から来た男たちとの出会いを楽しそうに語った(Senda 1973: 81)。

幸せな時って、何だろうか？ それはたぶん四国から来た兵士たちに会うときだ。彼らが(愛媛や松山のように)私の故郷に近ければ近いほど、私は幸せになった。兵士たちも同じだった。中には性交渉すらしようとしている者もいた。彼らは私とただ故郷での祭りや山や川の話をしゃべっただけだった。兵士たちはそれだけで満足しているように見えた。

時には兵士たちは結婚を申し込んだ。時には兵士たちと慰安婦たちは実際に結婚した(Park 2014: 86)。朝鮮人は日本人ではあったが、二級国民だった。慰安婦たちの多くがそうであったように、兵士たちも同様の立場で国家に奉仕した。彼らはそれぞれの困難な仕事を果たしていた。しかし、ある一人の慰安婦は「我々はどちらもこのことを天皇陛下の命令の下で行っていたし、そうせざるを得なかった」と述べている(Park 2014: 84)。

一部の駐屯地では、それはおそらくは多くの駐屯地でそうだったと思われるが、結果はもっと決して攻撃的なものではなく(ましてや強姦というにはほど遠い)、もっと奇妙に家庭的

なものだった。陸軍における生活は情け容赦のない戦闘ばかりではなかった。何週間もの待機の日々もあった。そのよう静穏な日々については、パク(2014: 70-71)を参照。男たちも女たちも互いに慰みを見出していた。この議論の中で引用されたすべての説明のように、懐疑的なコメントも出されるだろうが、パクは次のような一人の中尉の言葉を引用している。

もしもあなたが同じ慰安婦とともにある駐屯地に長く駐屯していると、妻のように感じるようになる。…兵士たちは彼女たちを大切にした。そして慰安婦たちもそれに親切に応じた。彼女たちの休日には、時には彼女たちは兵士たちのために、地元の産物を持って来たり、洗濯を手伝ったりした。時には、慰安婦たちは、兵士たちが機関銃の手入れをするのを座り込んで見つめていた。…それはくつろいだ時間だった。兵士たちは彼女たちと食事を共にした。このような駐屯地での兵士たちと慰安婦たちとの関係は、他のどの駐屯地でも見られた。

#### B. 沈黙した慰安婦たち

それに代えて普遍的な虐待と強姦を執拗に主張することにより、現代の朝鮮の超民族主義者たちは、多くの慰安婦たちの過去を盗み去ったと、パクは書いている。民族主義者たちは教化のための歴史を組み立てることを、極めて自覚的に開始した。その目的のために、彼らは、過去に対し、占領者である日本人に対する熱狂的な反対から生まれた愛国主義を押し付けた。しかしそうすることにより、多くの慰安婦たちから平穀裏に彼女たちの思い出に生きる機会を奪ったと、パクは述べている。

朝鮮人たちは日本人だった。確かに、日本政府は彼らを多くの面で二級国民として扱った。日本は朝鮮半島を征服し 1910 年に併合したが、親切心から征服したわけではなかった。1919 年まで、一部の朝鮮人たちは暴力的な独立運動を展開していた。

しかしすべての朝鮮人が、独立運動の敵意に満ちた反日意識を分かち持っていたわけではなかった。固有の王朝が腐敗し非効率であったところに、日本政府は安定した秩序をもたらそうとした。多くの朝鮮人はこの新しい体制を受け入れた。1938 年から 1943 年の間、百万人以上の朝鮮人が日本陸軍に志願した。軍に入った彼らの中には、将校団の一員として服務し、将軍の地位まで昇り詰めた者もいた(Miyamoto 2017: 8)。

対立する忠誠心の覆うこの世界で、慰安婦たちは兵士たちと共に通した国家意識を持っていたように思われる。彼らの間の愛情と同情心は、この帰属意識から出ていた。これらの記憶さえも、民族主義者たちは彼女たちに「放棄」を強要したと、パクは書いている(2014: 83)。戦後数十年間、「朝鮮それ自体はこれらの女性たちと同様に、その記憶を消し去ることで生きてきた」。新たに発明された集団的歴史という唯一の「帰属意識」では、慰安婦たちは「日本により虐げられた犠牲者」であることのみを許していた(Park 2014: 152)。慰安婦たちが「日本の軍人たちを愛した」とか、彼女たちが「日本の謝罪を受け入れた」といった歴史が占める場所はそこにはない。貧しい若い女性たちが「家族のために良かれと自ら納得して犠

牲になった」という歴史も、その占める場所はない(Park 2014: 15)。

### C. CDH

日本との大半の論争の核心には一つの組織が横たわっていて、日本との和解に情け容赦のない反対を扇動するのを支援するために、作り物の民族主義者たちの歴史を操っている。:それは「挺対協(Chong Dae Hype(CDH): (後は原著者の表現に従い「CDH」と表記する[訳者注])「軍の性奴隸として徴集された女性のための朝鮮協議会」」である(KIH 2016d)。CDHは、毎週ソウルの日本大使館前での抗議集会を組織している。CDHは、実際に慰安婦になった20歳の女性ではなく、実在しなかった15歳の少女の慰安婦像を世界中で建て始めた。CDHは元慰安婦たちに対して、日本からの補償金を受け取らないように圧力を加えた(KIH 2016d)。さらにCDHは、「性奴隸話し」に疑問を呈する学者たちを民兵のように監視している(Chi 2005; Gunji 2013)。

CDHは慰安婦による公の場での証言を大幅に統制している。CDHは、自らすすんで性奴隸話しを支持する慰安婦たちを選び、その他の者は脅して黙らせている。これに連携して、このことをする能力を維持するため、最も目立つ慰安婦たちのための、「ナムの家」と呼ばれる老人ホームという作戦を探った(Soh 2008: 96)。ナムの家の女性たちは、最も自発的に証言をする女性たちだった。ナムを統制するのを支援することにより、CDHは学者やレポーターたちが会う者と慰安婦たちが話すことを統制している。政治学者のイ(Yi)(2018)は、「流布されている誘拐話しは、(1990年代に登録されていた238名のうちの16名という)少数の女性たちの口頭の証言に基づくものであり、彼女たちは(例えば、共有の家[すなわち、老人ホーム]; 朝鮮協議会[すなわち CDH]などの)活動団体と関係がある(Yi 2018)。

日本と朝鮮とのいかなる和解も妨害することによりCDHは、直接的に北朝鮮の政治的最終目標を促進しており、そのことが最も重要な点であると思われる。パク(KIH 2016d)はその点について、CDHは「慰安婦問題を政治的目的に利用してきた。その目的とは、日米・南朝鮮の安全保障上の友好関係にくさびを打ち込むことである」と説明している。当初北朝鮮の共産主義者たちにより組織されたが、組織は南朝鮮政府により北朝鮮との関係団体として指定された(KIH 2016d)。その長期にわたる古参メンバーの尹美香(ユン・ミハン: Yun Mee-Hyang)は、2013年に彼女自身の北朝鮮とのつながりについて尋問を受けている。彼女の家族の他のメンバーは何年間も、北とのつながりを維持してきたのか否かについて、論争と訴訟沙汰になってきている(なお、2018年に裁判所は、それはなかったとの判決を出している)。

その可能性のある北朝鮮との関係が示されるにつれて、多くの慰安婦たちの間でCDHに対する激しい怒りが生まれた。2004年には、数人の慰安婦たちが彼女たちに運動の統制権を取り戻そうとしてCDHに対し訴訟を起こしていた(Moto 2018)。しかしながら、グループはまだ組織に統制されたままであり、他の残りの慰安婦たちをよりうまく恫喝するよう

になっている。パク・ユハ自身は、グループが彼女たちにインタビューをすることを許可してきたことに疑問を感じるようになったと、以下のように告白している(KIH 2016d)。

私は、2000 年代の初めに、CDH がナスムの家と呼ばれる老人ホームに生き残りの慰安婦たちを閉じ込めていることを耳にして、[慰安婦としての]利益を取り戻すようになった。唯一これらの慰安婦たちが外部の人と話しができるのは、CDH が国連特別報告者又は米国の政治家たちに証言するために彼女たちを必要としたときだけだった。しかしある理由で、私は 2003 年のある日に彼らと話すことが許された。

ナスムの家の女性たちですら CDH と一緒にでは幸せではなかった。パクは以下のように続けて述べている(KIH 2016d)。

私は、女性たちはこの場所に閉じ込められていて幸せではないということを感じ取っていた。一人の(バク・チュンヘ(Bac Chun-hee)という)女性が、日本の軍人と恋に陥った思い出話しを私に語った。彼女は自分を売った父親を憎んでいたと言った。彼女はまた、そこにいる女性たちは、CDH により教え込まれた嘘の証言を評価していなかつたが、CDH の命令に従うしかなかったと、私に言った。

CDH は、1995 年に日本政府が最初の女性たちに対する補償を提供した時に、その恫喝の効果に手ごたえを感じた。CDH は、将来の和解を妨害することを決定し、女性たちに補償金を受け取ることを拒絶するように命じた。しかし一部の者はやっとのことで補償金を手に入れた。パクによれば、それは以下のように展開した(KIH 2016d)。

日本がアジア女性基金を通じて 1995 年に保証の提案をした時に、61 人の元慰安婦たちは CDH の命令を拒否して補償金を受け取った。これらの 61 人は裏切り者として中傷された。彼女たちの名前と住所が売春婦として新聞に公表され、彼女たちは残りの人生を不名誉のうちに過ごさなければならなくなってしまった。

朝鮮系アメリカ人の人類学者のサラ・ソー(2008: 101)は、彼女たちの恐怖を確認している。一部の慰安婦たちは新聞種として留まるために、新しい劇的な話しを創り出していたが、「他の南朝鮮の生き残りの女性たちは、政府の確認過程の冒頭尋問の後に、これ以上インタビューを受けることは固く拒絶した」。ソーは、「彼女たちは、「証言を間違える」ことにより、それが登録の取り消しと彼女たちの生活費支援の中止を招くことを恐れて、沈黙を守った」と説明している。

#### D. 学術界の異論

南朝鮮の同盟国とともに、CDHは異論を唱える者に厳しい圧力を加えてきた。パク・ユンハ(2014: 28)は、民間が所有している慰安所の女性たちは、日本軍ではなく民間の仲介業者が集めたことを強調した。より直接的ではないが、サラ・ソー(2008: 240)も同様のことを示唆している。二人の朝鮮人の女性学者だけが、日本軍が慰安所の女性たちを強制的に徴収しなかったと書いたという訳ではない。

朝鮮先端科学技術研究所のジュン・ボングアン(Jun Bog-Gwan)教授は、パクの先行論文を見直し以下のように述べている(KIH 2016e)。

本を読んだ後、私は少し失望を覚えた。私が知らなかったことは何も書かれていなかつたからだ。我々は皆、朝鮮人の慰安婦たちは日本軍により強制的に連行されたのではないことを知っていた。朝鮮人の慰安所所有者たちが朝鮮半島で女性たちを募集し、戦場の慰安所を経営していたのだった。

要点は以下のような常識にあるようにみられる。すなわち「日本陸軍はアジア中で戦うのに忙しく、朝鮮で女性を募集している時間などなかったに違いない」ということである。

ソウル国立大学の安秉直(Ahn Byung-jik)名誉教授も同様の常識を抱いている。ソー(2008: 193)は、安が、「朝鮮人が、慰安婦を募集し売春宿を運営していた者の過半数を占めていた」と評価していることを記している。安はジュンに呼応して、「その業界の朝鮮人たちが募集した。基本的に、軍には女性たちを強制的に徴集する必要はなかった」と説明している(Ianfu 2013)。

常識が問題になっていることもない。サラ・ソー(2008: 102)は、朝鮮では、「評価に値する歴史家や社会科学の分野で国家的によく知られている学者たちで、慰安婦をめぐる論争における真実についての問題解決に関わろうとする者はほとんどいなかった」と見ている。

ソウル国立大学の経済学者の李栄薰(イ・ヨンフン: Lee Young-hoon)名誉教授は、慰安所について「陸軍のための売春婦の規制された家」と述べている。さらに特に以下のように述べている(Nishioka 2017; Seoul 2016):

慰安婦制度は軍の統制下にあった許可された売春だった。…慰安婦たちは性奴隸ではなかった。…朝鮮人の慰安婦は前払い金と全くの嘘偽りという手段で募集された。…20万人の朝鮮人慰安婦がいた証拠は全くない。その数は約 5,000 人である。

2004 年に李はテレビで歴史について説明した。李は、どの学者も、誰一人として、日本政府が「女性たちを強制的に動員した」と考えてはいないことを暗に示唆した。

ほぼ即座に CDH が野蛮なキャンペーンを開始した。CDH は、彼は辞職すべきだと表明した。もしも彼が拒めば、ソウル国立大学は彼を解雇することになるだろう。李はやがて気持ちを落ち着かせてから、ナヌムの家の女性たちを訪問した。李は手短に説明しようとした

が、女性たちはひどく怒りだした。レポーターによれば、女性たちは40分にわたり彼をがみがみとしかりつけた。ある女は、「東忠川(Tondochon[ソウル北部にある在韓米軍第二陸軍師団の駐屯地、キャンプケーシー(Camp Casey)とも呼ばれる: 訳者注])で体を売っている者たちと私たちとを比べるなど考えられない」と叫んだ。キム・クンジャ(Kim Kun-Ja)は「もしできることなら彼をなぐってやりたい」「私たちは強制的に連れ去られたのだ」と言った。李は彼の両手と両ひざを着いて謝罪した(Lee 2004; Ianfu 2004)。

ある朝鮮人の政治学者はサラ・ソーの本を授業で論じた。彼の大学は彼を停職させ「日本の戦争犯罪を支持した」との罪状で彼を尋問した。彼は自分の職場に復帰するために、「彼は謝罪の手紙を書いた」(Yi 2008)。

経営学の教授池萬元(Chi Man-won)は、元慰安婦と自称している者の大半は、慰安婦として全く働いたことはなかった、もちろん慰安婦は実際にいたが、その大半は「ひどい経済的苦境のために、性的な取引の世界に入ることを望んだ人々だった」と語った。CDHはこれを名誉棄損罪だと宣言し、犯罪として刑事訴追するように地方検察局に請願した(Chi 2005; Gunji 2013[原文はGunji(2013)となっているが他との整合のため修正: 訳者注])。

池がその後どうなったかは明らかではない。しかしパク・ユハ自身がどうなったかは分かっている。彼女が書いた本のために彼女は、ソウル検察官たちは彼女を名誉棄損罪で起訴し、懲役3年を求刑した。地方裁判所は彼女を無罪放免にしたが、高等裁判所は判決を覆し8,848ドルの罰金刑を課した。裁判は今最高裁判所に上訴されているところである(Togo 2017; South 2017)。

経済学教授のヨン・ソヨン(Yon So-yon)は授業で、慰安婦は「志願した売春婦である。彼女たちが強制されてその立場になったという説は、何ら根拠となる事実のない創り出された歴史である」と注釈した。大学は直ちに彼を解雇し、検察官たちは名誉棄損罪で起訴し、2018年に地方裁判所は彼に懲役6カ月の判決を下した(Hannichi 2014; Ianfu 2018; Jitsuwa 2018; Kankoku 2018)。

## V.結論

我々欧米における「性奴隸話し」に対するこだわりが、朝鮮や日本よりも、我々自身の学術界の研究課題としてより多くの関心を集めていることに驚きを禁じ得ない。その話しこそ三連勝單式(3つの予想がすべてその順で当たること: 訳者注)を我々に約束している。ある学者はそれを「性差別主義、人種差別主義、帝国主義」の結合であると述べている(O'Brien 2000: 5)。それは「男性優位主義、人種差別主義、国家主義が最悪の形で」結合された一連の事件であると、別の者は書いた(Low 2003)<sup>4</sup>。我々が知的な世界を秩序づけるための誘因となるような多くの話しこそに直面して、おそらく我々は事実そのものを見るのが困難になつ

---

<sup>4</sup> [注釈不明: 訳者注]。

たのだろう。我々は、疑問を呈する人たちを「否定論者」という不可触選民のような立場に置き、CDH の背後にある路線に同調してしまった。

20人の歴史家たちはそれを「国家が支援した性奴隸」と呼んだ。どう呼ばうと呼べばよいが、軍が強制的に募集したという「話し」は、単なる虚偽である。虚偽であるとすれば、(i) ありそうにもない、(ii) それに関する文書としての証拠がない、(iii) いくつかの確証のない口頭の説明のみに基づいている、(iv) 金銭的かつ政治的にその関わっている利益が吊り上がった後で自分たちの話しを変えた一部の者たちにより語られた、(v) あまり大したことのない左翼組織により攻撃的に推し進められている、(vi) その説明に異議を唱えている教授たちを犯罪者として検察当局が起訴しているという環境の中のことである、といった諸事実を同時に説明できる。

\* 翻訳：国際歴史論戦研究所（担当：矢野義昭）

## 参考文献

### Bibliography

"Asahi shimbun moto kisha [Former Reporter for Asahi Shimbun]", Zakzak, Aug. 5, 2014..  
Bentley, Jerry H & Herbert F. Ziegler. 2011. Traditions & Encounters, 5th ed. (McGraw-Hill).

Chi Man-Won shi "gi no ianfu" [Chi Man-Won "Fraudulent Comfort Women"], Chuo Nippo, Apr. 14, 2005, available at:  
[https://japanese.joins.com/article/j\\_article.php?aid=62513&sectcode=400&servcode=400](https://japanese.joins.com/article/j_article.php?aid=62513&sectcode=400&servcode=400).

Choe, Sang-Hun & Rick Gladstone. 2018. How a World War II-Era Reparations Case Is Roiling Asia, N.Y. Times, Oct. 30.

Choe, Sang-Hun. 2015. Japan and South Korea Settle Dispute Over Wartime "Comfort Women", N.Y. Times, Dec. 28.

Choe, Sang-Hun. 2017. Deal with Japan on Former Sex Slaves Failed Victims, South Korean Panel Says, N.Y Times, Dec. 27.

Choe, Sang-Hun. 2018. South Korean Court Orders Mitsubishi of Japan to Pay for Forced Wartime Labor, N.Y. Times, Nov. 29.

Choe, Sang-Hun. 2019. Ex-Chief Justice of South Korea Is Arrested on Case-Rigging Charges, N.Y. Times, Jan. 23.

Chosen no rodosha [Workers in Korea], Mar. 10, 1945, in Suzuki, et al. (2006: 2-563).

Chosen sokaku fu tokei nempo. 1906-1942. Zaicho kanren gyosha [Related Industry Parties in Korea] (1906-1942), in Suzuki, et al. (2006).

Chosen sokaku fu. 1935. Chosen kokusei chosa hokoku [Report of Korean Vital Statistics]. (Chosen sokaku fu)

Chosen sokaku fu. 1944. Kokumin choyo no kaisetsu [Commentary on Citizen Mobilization], Oct. 1944, in Suzuki, et al. (2006: 2-597).

Chuo shokugyo shokai jimukyoku. 1926. Geishogi shakufu shokaigyo ni kansuru chosa [An

Investigation into the Placement Industry for Geisha, Prostitutes, and Bar Maids] (1926), reprinted in Ken'ichi Taniguchi, ed., *Kindai minshu no kiroku* [A Report of the Modern Populace] 3-412 (Shin jinbutsu orai sha).

Columbia Law School. N.D. Center for Korean Legal Studies, available at:  
<https://cls.law.columbia.edu/content/lawsuits-brought-against-japan-former-korean-comfort-women>.

Devine, Maija Rhee. 2016. Are Comfort Women Lying?. *Korea Times*, June, available at:  
[http://www.koreatimes.co.kr/www/news/opinon/2016/06/162\\_206538.html](http://www.koreatimes.co.kr/www/news/opinon/2016/06/162_206538.html).

Digital Museum. N.D. The Comfort Women Issue and the Asian Women's Fund, available at:  
<http://www.awf.or.jp/e2/foundation.html>.

Dokuritsuzan hotei. 1941. *Jinchu nisshi* [Diary in the Field], Apr. 1941, in *Josei* (1997: 4-377).

Dudden, Alexis, et al. 2015a. Standing with Historians of Japan, *Perspectives on History*, March 1.

Dudden, Alexis, et al. 2015b. Response to Naoko Kumagai (Sept. 2015), *Perspectives on History*, Dec.1.

Fackler, Martin. 2007. No Apology for Sex Slavery, Japan's Prime Minister Says. *N.Y. Times*, March 6.

Fujinaga, Takeshi. 1998a. *Nichiro senso to Nihon ni yoru "Manshu" e no kosho seido ishoku* [The Russo-Japanese War and the Transplantation of the Licensed Prostitution System by Japan to "Manchuria"], in Mitsumasa Katsurakawa, ed., *Kairaku to kei* [Recreation and Regulation] (Osaka daigaku sangyo kenkyujo).

Fujinaga, Takeshi. 2000. *Chosen shokuminchi shihai to "ianfu" seido no seiritsu katei* [Control over the Korean Colony and the Establishment Process of the "Comfort Women" System], in VAWW-NET, ed., "Ianfu" senji seiboryoku no jittai, I [The Reality of the "Comfort Women" and Sexual Violence in Wartime, I] (Ryokufu shuppan), at 196.

Fujinaga, Takeshi. 2001. *Shokuminchi Taiwan ni okeru Chosenjin sekkyakugyo to 'ianfu' no doin* [The Korean Entertainment Industry in Colonial Taiwan and the Mobilization of the 'Comfort Women,' in Mitsumasa Katsurakawa, et al., eds., *Kindai shakai to baishun mondai* [Early Modern Society and the Prostitution Problem] (Osaka sangyo daigaku sangyo kenkyu jo).

Fujinaga, Takeshi. 2004. Shokuminchi koso seido to Chosenjin josei [The Colonial Licensed Prostitution System and Korean Women], in Niccho yuko sokushin, Nihon to Chosen no kankei shi [History of the Relations Between Japan and Korea] (Agenda Project).]

Fujioka, Nobukatsu, 2015. Obei gakusha seimei ni igi: "Mochiage" ha ianfu de sazai saseru Wanaka [Objection to the Declaration of Occidental Scholars: Is the "Raising" a Trap to Induce an Apology over the Comfort Women]. Yukan Fuji, May 23, available at <http://www.zakzak.co.jp/society/domestic/news/20150523/dms1505231530004-n1.htm>.

Fukumi, Takao. 1928. Teito ni okeru bai'in no kenkyu [A Study of Prostitution in the Capital] (Hakubunkan).

Gun'ianjo jugyofuto boshu ni kansuru ken [Regarding the Recruitment of Military Comfort Women]. 1938. Army Ministry Infantry Bureau Proposal], to North and Middle China forces, dated March 4, Riku shimitsu No.745, vol. 10, 1938, in Josei (1997: 2-5).

Gunji hyoronka no Chi Man-won [The Military Commentator Chi Man-won], Sept. 29, 2013, available at: [https://s.webry.info/sp/92971510.at.webry.info/201309/article\\_88.html](https://s.webry.info/sp/92971510.at.webry.info/201309/article_88.html).

Gunjin kyuyo [Military Pay], 1945, available at: [http://tingin.jp/kyuyo\\_shi/gunjin-kyuyo.html](http://tingin.jp/kyuyo_shi/gunjin-kyuyo.html).

Gunsei kanbu bisaya shibu [Philippines]. 1942. Ianjo kitei sofu no ken [Regarding transmittal of Comfort Station Regulations], Nov. 22, 1942, reprinted in Josei (1997: 3-187).

Hakken no gyosha ga godo [Eight Firms Merge], Keijo nippo, Nov. 30, 1943, in Suzuki, et al. (2006: 2-579).

"Hannichi" no kamen wo kabutta moto ianfu shien dantai [The Support Organization for Former Comfort Women Wearing an "Anti-Japanese" Mask], March 22, 2014, available at: <http://blog.livedoor.jp/aryasarasvati/archives/37077764.html>;

Hanto no kinro doin taisei [Labor Mobilization on the Peninsula], Keijo nippo, Aug. 27, 1944, in Suzuki, et al. (2006: 2-595).

Hata, Ikuhito. 1992. Showa shi no nazo wo tou [Investigating the Puzzle of Showa History]. Seiron, June, at 328.

Hata, Ikuhito. 1999. Ianfu to senjo no sei [Comfort Women and Sex on the Battlefield] (Shincho

sensho).

Hata, Ikuhito. 2018. Comfort Women and Sex in the Battle Zone (Rowman & Littlefield), translated by Jason Morgan.

Hatarakeru onna no hitoha hitori nokorazu hatarako [Women Able to work Should All Work], Mainichi shimpō, Sept. 23, 1943, in Suzuki, et al. (2006: 2-568).

Higuchi, Yuichi. 2005. Soryokusen taisei to shokuminchi [The Total War System and the Colonies], in Norio Hayakawa, ed., Shokuminchi to senso sekinin [The Colonies and War Responsibility] (Yoshikawa kobun kan), at 53.

Hito gun seikanbu. 1942. Ianjo kitei sofū no ken [Case Regarding the Transmition of Comfort Station Rules], Nov. 22, 1942, reprinted in Suzuki, et al. (2006: 1-383).

Howard, Keith, ed. 1995. True Stories of the Korean Comfort Women (Cassell).

Huang, Hua-Lun. 2012. The Mission Girls and Women of China, Hong Kong and Taiwan. (McFarland). "Ianfu ha jihatsuteki na baishun ga sekai no joshiki" ["The Standard Wisdom Around the World is that the Comfort Women Were Voluntary Prostitutes"], Livedoor News, Mar. 24, 2018, available at <http://news.livedoor.com/article/detail/14479996/>;

"Ianfu hatsugen de butsugi" ["Trouble Over Comfort Women Comments"], Chosun Online, Sept. 6, 2004, available at: <http://www.chosunonline.com/article/20040906000060>.

Ianfu jugyoin [Comfort Station Workers], Mainichi shinbun, Aug. 7, 2013. Ito, Hidekichi. 1931. Sekitoka no kanojo no seikatsu [The Lives of Women Under the Red Lights] (Jitsugyo no Nihon sha), reprinted (Tokyo: Fuji shuppan 1982).

"Jitsuwa sono ki ga atte jugun shita" {"They Followed the Army Because They Wanted to"}, Chuo nippo, Sept. 18, 2018, available at: <https://japanese.joins.com/article/233/245233.htm>;

Jiyu wo ubawareta kyoseisei atta [There was Coercion in Sense that They Lost Their Freedom].., Asahi shimbun, Aug. 5, 2014;

Josei no tameno Ajia heiwa kokumin kikin, ed. 1997. Seifu chosa: "Jugun ianfu' kankei shiryoshusei Government Investigation: Documents Relating to the "Comfort Women Accompanying the Military] (Ryukei shosha).

Kankoku no daigaku kyoju "ianfu ha kyosei deha nai. Sono ki ga atta" [Korean University Professor says "Comfort Women Weren't Coerced. They Were Intentional], Share News Japan, Nov. 16, 2018, available at: <https://snjpn.net/archives/78633>.

Keijo [Seoul] nippo, June 12, 1918 (evening ed.), quoted in Takeshi Fujinaga, Shokuminchi Chosen ni okeru koshō seido no kakuritsu katei [The Establishment Process for the Licensed Prostitution System in Colonial Korea], Nijusseiki kenkyū, Dec. 2004.

Keishi cho sokan kanbo bunsho ka. 1933. Showa nan nen keishi cho tokei ichi ippan [An Outline of Police Agency Statistics for 1932] (Sokan kanbo bunsho ka).

KIH 2016a. Korea Institute of History. 2016. "The Comfort Women" by Professor C. Sarah Soh, Apr. 29, available at <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2014/10/the-comfort-women-by-chunghee-sarahsoh.html>.

KIH 2016b. Korea Institute of History. 2016. "Korean Comfort Station Manager's Diary," Analyzed by Professor Choe Kilsung. Apr. 24, 2016, available at: <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2016/04/korean-comfort-station-managers-diary.html>.

KIH 2016c. Korea Institute of History. 2016. Former Korean Comfort Woman Mun Oku-chu, Apr. 20, 2016.

KIH 2016d. Korea Institute of History. 2016. "Comfort Women of the Empire" by Professor Park Yuha, Apr. 30, 2016, available at <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2014/10/summary-of-professorpark-yuhas-book.html>.

KIH 2016e. Korea Institute of History. 2016. "Comfort Women of the Empire" Reviewed by Professor Jun Bong Gwan, Apr. 21, 2016, available at: <http://scholarsinenglish.blogspot.com/2014/10/comfortwomen-of-empire-reviewed-by.html>.

Kim, Pu-ja & Yon Kim. 2018. Shokuminchi yukaku [Colonial Pleasure Quarters] (Yoshikawa kobunkan).

Kitashina haken jimukan. 1938. Sainan yuki ryokaku no seigen [The Limitation of Passengers Bound for Jinan], Mar. 1, 1938, in Suzuki, et al. (2006: 1-143).

Kitashina homen gun shireibu. 1939. Kyosanto no waga guntai ni taisuru [Regarding the Communist

Party and Our Military], April 5, 1939, in Suzuki, et al. (2006: 1-148).

Kumagai, Naoko. 2015. Letters to the Editor, Perspectives on History, Sept. 1.

Kusama, Yasoo. 1930. Jokyu to baishofu [Waitresses and Prostitutes] (Hanjin sha).

Lee Young-hoon Seoul dai kyoju "jugun ianfu ha baishugyo" [SNU Professor Lee Young-hoon "Comfort Women Were Prostitutes"], Chosun Online, Sept. 3, 2004, available at: <https://web.archive.org/web/20070517204644/http://www.chosunonline.com/article/20040903000051>;

Low, Morris. 2003. The Emperor's sons go to war: Competing Masculinities in Modern Japan, in Kam Louie & Morris Low, eds., Asian Masculinities 81 (Routledge Curzon).

Mainichi shimbun, Feb. 26, 1944, in Suzuki, et al. (2006: 2-562).

Mandalay command. 1943. Ianjo kitei [Comfort Station Rules], May 26, 1943, reprinted at Josei (1997:4-288).

Maree gun seikan. 1943. Ianjo shisetsu [Comfort Facilities], Nov. 11, 1943, in Suzuki, et al. (2006: 1-433).

Michiya, Saiichiro. 1928. Baishunfu ronko [Studies in Prostitution], in Suzuki, et al. (2006: 1-786).

Minami Shina hakengun. 1939. Eisei shun ho [Sanitation Dispatch], Aug. 1939, reprinted in Josei (1997: 2-79).

Miwa, Yoshiro. 2014. Japan's Economic Planning and Mobilization in Wartime, 1930s-1940s (Cambridge University Press).

Miyamoto, Archie. 2017. Wartime Military Records on Comfort Women, 2d ed. (private pub.).

Morgan, Jason. 2015. On "Standing with Historians of Japan," Perspectives on History, July 1.

Morikawa butaicho. 1939. Morikawa butai tokushu iangyomu ni kansuru kitei [Morikawa Detachment Rules Regarding Special Comfort Industry], Nov. 14, 1939, reprinted at Josei (1997: 2-327).

Moto "ianfu" e hosh wo [Compensation for Former "Comfort Women"], Akahata, June 26, 2002.

Moto ianfu tachiga Kankoku Teishintai monda ... [Comfort Women, to the CDH ...], Bunshun Online, Dec. 27, 2018.

Multiple Authors. 2015. On Standing With Historians of Japan, Perspectives on History, Dec. 1.

Naimusho. 1938. Shina toko fujo [Women Passage to China], Feb. 18, 1938, in Suzuki, et al. (2006: 1-124).

Nihon Kirisuto kyo fujin kyofu kai. 1920. Kaigai shugyofu monda, I [The Overseas Prostitution, I] (Nihon kirisuto kyo), reprinted (Jobundo, 2010).

Nihon no shokuminchi shihai to kokkaiteki kanri baishun [Japan's Colonial Control and the National Management of Prostitution], Chosenshi kenkyukai ronbun shu, 32: 37 (1994);

Nihon yuran sha, ed. 1932. Yukaku annai [Guide to Pleasure Quarters] (Nihon yuran sha).

Nihongun "ianfu" kankei shiryo shusei [Collection of Materials Relating to the Japanese Military "Comfort Women"] (Akaishi shoten).

Nishioka, Tsutomu. 2017. Why Korean Professor Believes Comfort Women Were Not Sex Slaves, Japan-Forward, Nov. 24, 2017, <https://japan-forward.com/why-korean-professor-believes-comfortwomen-were-not-sex-slaves/>

Norma, Caroline. 2016. The Japanese Comfort Women and Sexual Slavery during the China and Pacific Wars (Bloomsbury).

O'Brian, Suzanne. 2000. Translator's Introduction, in Yoshimi (2000).

Odaka, Konosuke. 1975. Nihon tochika ni okeru Chosen no rodo keizai [Korean Labor Economy Under Japanese Control], Keizai kenkyu, 26: 145.

Ohsato, Katsuma, ed. 1966. Meiji iko honpo shuyo keizai tokei [Principal Economic Statistics for Our Nation Since the Meiji Period] (Bank of Japan).

Okubo, Hanayuki. 1906. Kagai fuzoku shi [A Record of the Customs of the Reg-light District] (Ryubun kan, 1906), reprinted (Nihon tosho sentaa, 1983).

Open Letter in Support of Historians in Japan. 2015. Available at  
[https://networks.hnet.org/system/files/contributed-files/japan-scholars-statement-2015.5.4-eng\\_0.pdf](https://networks.hnet.org/system/files/contributed-files/japan-scholars-statement-2015.5.4-eng_0.pdf);

Park, Yu-Ha. 2014. Teikoku no ianfu [Comfort Women of the Empire] (Asahi shimbun shuppan).

Protecting the Human Rights of Comfort Women. 2007. Hearing before Subcom. on Asia, the Pacific, and the Global Environment, of the Com. Foreign Affairs. House of Rep., Feb. 15.

Ramseyer, J. Mark. 1991. Indentured Prostitution in Imperial Japan: Credible Commitments in the Commercial Sex Industry. *J. Law, Econ. & Org.*, 7: 89.

Romu kanri no kyoka e [Toward Strengthening Labor Management], Keijo nippo, Sept. 23, 1943, in Suzuki, et al. (2006: 2-567).

SCAP. 1945. Research Report: Amenities in the Japanese Armed Forces, Nov. 15, 1945, reprinted in Josei (1997: 5-139; "S. Korea Discloses Sensitive Documents," UPI, Jan. 17, 2005, available at:[https://www.upi.com/Top\\_News/2005/01/17/SKorea-discloses-sensitive-documents/UPI-38131105952315/](https://www.upi.com/Top_News/2005/01/17/SKorea-discloses-sensitive-documents/UPI-38131105952315/).

Senda, Kako. 1973. Jugun ianfu [Military Comfort Women] (Futaba sha).

Senso he hanto romu wo gyoshu [Focus Peninsular Labor on War], Keijo nippo, Oct. 9, 1943, in Suzuki, Yamashita & Tonomura, supra note, vol. 2, at 569 (limiting employment of women in sekkyaku industry in Korea); Seoul University Prof. Lee Yong-hoon "Comfort women = Sex slave" is an illusion., Oct. 10, 2016, at <http://staff.texas-daddy.com/?eid=502>.

Shakai jigyo kenkyo jo. 1936. Shuro shone shojo rodo jijo chosa [Survey of Working Conditions of Working Boys and Girls] (Chuo shakai jigyo kyokai).

Shina haken gun. 1942. Showa 17 nen 7 gatsu fukukankai doseki jo iken [Opinions Espressed at the July 1942 Vice Officers Meeting], Oct. 3, 1942, reprinted in Josei (1997: v. 3, 7).

Shina toko fujo no toriatsukai ni kansuru ken [Regarding the Handling of Women Bound for China], Feb. 23, 1938, Home Ministry, Police Bureau, Hatsukei No. 5.

Soh, C. Sarah. 2008. The Comfort Women: Sexual Violence and Postcolonial Memory in Korea and

Japan (University of Chicago Press).

South Korea Says It Will Dissolve Japan-Funded "Comfort Women" Foundation, Japan Times, Nov. 21, 2018, available at: <https://www.japantimes.co.jp/news/2018/11/21/national/politics-diplomacy/southkorea-says-will-dissolve-japan-funded-comfort-women-foundation/#.XHs-eLaZOB5>.

South Korea's Former Chief Justdice Yang Sung-tae Indicted in Abuse of Power Scandal, South China Morning Post, Feb. 11, 2019.

South Korean Academic Convicted of Defaming "Comfort Women." The Straits Times, Oct. 27, 2017, available at: <https://www.straitstimes.com/asia/east-asia/south-korean-academic-convicted-ofdefaming-comfort-women>.

Taiwan sotokufu. 1932. Sekkyaku gyosha su [Number of Entertainers], Dec. 1932, in Suzuki, et al. (2006: 1-858).

Takei, Yoshimasa. 2012. Nicchu senso ki Shanghai no chosen jin shakai ni tsuite [Regarding the Korean Community in Shanghai During the Japan-China War] (Nicchu senso shi kenyukai), available at: <http://iccs.aichi-u.ac.jp/archives/010/201205/4fc4385498c26.pdf>;

Thoma, Pamela. 2000. Cultural Autobiography, Testimonial, and Asian American Transnational Feminist Coalition. *Frontiers* 21: 9.

Toa nippo, Mar. 7, 1939, Shinpan momoiro hakuku kyo. in Suzuki, et al. (2006: 1-829).

Toa nippo, Nov. 5, 1937, Shojo yuin dan kyukei [Gang to Entrap Young Women Sentenced], in Suzuki, et al. (2006: 1-829).

Comfort Women: Page 28

Togo, Kazuhiko. 2017. Park Yuha and the Uncomfortable Realities of South Korean Democracy, East Asia Forum, Nov. 22, 2017. Available at: <http://www.eastasiaforum.org/2017/11/22/park-yuha-and-the-uncomfortable-realities-of-south-korean-democracy/>;

U.S. Interrogation Report. 1945. No. 573, Fujita, M. Jan. 23, 1945, in Josei (1997: 5-107).

U.S. Interrogation Report. N.D. No name, No number, No date, reprinted in Josei (1997: 5-111).

U.S. Office of War Information. 1944. Interrogation Report No. 49, Oct. 1, 1944, in Josei (1997: 5-203).

Uemura, Yukitada. 1918. Urare yuku onna [Sold Women] (Daito kaku), reprinted in Kindai fujin mondai meichosaku shu zokuhen [A collection of Famous Authors on Women's Issues – Continued Series], 5-57 (Nihon tosho sentaa, 1982), Uemura, Yukitada. 1929. Nihon yuri shi [A History of the Japanese Pleasure Quarters] (Shun'yo do).

United Nations Commission on Human Rights. 1996. Report on the mission to the Democratic People's Republic of Korea, the Republic of Korea and Japan on the issue of military sexual slavery in wartime, E/CN.4/1996/53/Add.1, Jan. 4, 1996 (report by Radhika Coomaraswamy).

Watanabe, Manabu. 2014. Dare ga heishi ni nattano ka (1) [Who Became a Soldier (1)]. Shakai gakubu kiyo, 119: 1.

Yamada, Hiromichi & Sahashi Hirama. 1923. Tokei yori mitaru karyubyo [Venereal Diseases Seen Through Statistics] (Nanzan do).

Yamamoto, Shun'ichi. 1983. Nihon kosho shi [A History of Licensed Prostitution in Japan] (Chuo hoki shuppan).

Yamashita, Yoshie. 2006. Chosen ni okeru kosho seido no jisshi to so no tenkai [The Realization and Development of the Licensed Prostitution System in Korea], in Suzuki, et al. (2006: 2-675).

Yamazaki, Tomoko. 1972. Sandakan hachiban shokan [Sandakan Number 8 Brothel] (Chikuma shobo). Yang, Hyunah. 1997. Revisiting the Issue of Korean "Military Comfort Women": The Question of Truth and Positionality. Positions, 5: 51.

Yasumura, Mitsutei. 1941. Shisho no yurai oyobi genjo [The Source and Condition of Unlicensed Prostitutes], Feb., in Suzuki, et al. (2006: 1-272).

Yi, Joseph. 2018. Confronting Korea's Censored Discourse on Comfort Women. The Diplomat, Jan. 31.

Yoshida, Seiji. 1983. Watashi no senso hanzai [My War Crimes] (San'ichi shobo). "Yoshida shogen" yoyaku torikeshi ... [At last, the "Yoshida Proclamation" Withdrawn], Yomiuri shimbun, Aug. 6, 2014;

Yoshimi, Yoshiaki. 2000. Comfort Women: Sexual Slavery in the Japanese Military During World War II (Columbia University Press), translated by Suzanne O'Brien.

Yoshimi, Yoshiaki. 2013. "Kono danwa" wo do kangaeru ka [How to Think About the Kono Statement], in Rumiko Nishino, et al., eds., "Ianfu" basshingu wo koete [Beyond "Comfort Women" Bashing] (Otsuki shoten).

Zai Jokai soryo jikan. 1937. Zai Jokai soryojikan ni okeru tokko keisatsu jimu jokyo [Circumstances of the Special Police Matters for the Shanghai Consulate], Dec. 1937, in Suzuki, et al. (2006: 1-74).

Zai Jokai soryo jikan. 1938. Showa 13 nenju ni okeru zairyō hojin [Resident Japanese in 1938] (1938), in Suzuki, et al. (2006: 1-118).

"Zaishuto de renko" shogen ["Forced to Accompany in Jeju" Testimony], Asahi shimbun Aug. 5, 2014;

原文 英語

Harvard Law School

The John M. Olin Center for Law, Economics, and Business

Faculty Discussion Papers 03/2019

Discussion Paper No. 995

*COMFORT WOMEN AND THE PROFESSORS*

[http://www.law.harvard.edu/programs/olin\\_center/papers/pdf/Ramseyer\\_995.pdf](http://www.law.harvard.edu/programs/olin_center/papers/pdf/Ramseyer_995.pdf)